

各 位

## 第12回無料出張法律教室開催のご案内

全国青年司法書士協議会  
会長 梅垣 晃一  
東京都新宿区四谷2丁目8番地  
岡本ビル5階(505号)  
TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527  
E-mail: info@zenseishi.com  
URL <http://www.zenseishi.com/>

私たち全国青年司法書士協議会(以下「全青司」)は市民の権利擁護を目的として様々な活動をしている任意団体で、全国に存在する青年司法書士約280名で組織されています。

全青司人権擁護委員会では、平成17年度より全国の児童養護施設を訪問し、施設を退所予定の、これから社会の一員となる年齢の子ども達を対象とした「無料出張法律教室」を開催しています。

おかげさまでご好評をいただき、毎年全国各地で30回以上開催させていただいており、本年度も1人でも多くの子ども達と会ってお話しする機会を得たいと考え、ご案内させていただきました。

法律教室の内容その他につきましては、同封の「司法書士による無料出張法律教室ってどんなもの?」をご参照いただければと思います。

私たち司法書士は、子ども達と向き合い、日々を支えている皆さんとともに、私たち司法書士が子ども達の今と未来のためにできることを実践したいと考えています。是非、全青司による「無料出張法律教室」の開催をご検討ください。

どうぞよろしくお願ひいたします。

ー問い合わせ先ー

全青司人権擁護委員会 児童養護施設無料出張法律教室係 担当:石井  
電話:042-532-8147 E-mail: hiroaki\_i\_sihou@mre.biglobe.ne.jp

**司法書士による**

## **無料出張法律教室ってどんなもの？**

### **全青司ってなんですか？**

### **そもそも司法書士ってどんな人たちなのですか？**



司法書士は法律の専門家の一種で、民事裁判で訴訟代理人となることができるのを弁護士以外では司法書士だけです。司法書士は不動産取引などの契約のプロとして、悪質商法の被害など消費者トラブルも解決します。

全国の若手司法書士約2800人でつくる私たち全国青年司法書士協議会(略して「全青司」)は市民の権利擁護を目的として様々な活動をしています。

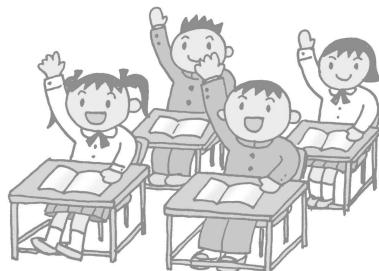
### **全青司はいつから法律教室をしているの？**

全青司では、平成17年から全国の児童養護施設を訪問し、施設を退所予定の、これから社会の一員となる年齢の子ども達を対象とした「無料出張法律教室」を開催してきました。今年で11年目になります。おかげさまでご好評をいただき、毎年全国各地で30回以上開催させていただいている。

### **法律教室ってなにするの？**

### **難しくないですか？**

「法律」というとなんだか難しそうですね。でもたとえば施設の子どもたちがひとり立ちした後、悪質商法の被害にあったり、多額の借金をしてしまったり、家賃を払えなくなってしまったらどうなるのだろうと心配になったことはありませんか。最近ではSNSやインターネットをめぐるトラブルや、ブラック企業・ブラックアルバイトなど若者をめぐる問題もどんどん複雑化しています。



このような問題の中には、法律に関する初步的な知識があれば簡単に予防できるものもあります。またトラブルに巻き込まれたときにどう対処すればいいのか、どこに相談すればいいのかを知っていることは、ひとりの「権利の主体」として生きる力につながります。

全青司の「無料法律教室」では、生活の基本設計から、悪質商法、SNSや携帯電話をめぐる契約、借金、連帯保証、労働トラブル、住まいをめぐるトラブルなど、チヨットむずかしそうな、でも身近に起こりそうな具体的な問題とりあげて、私たち司法書士がわかりやすく解説したりします。クイズや映像、寸劇等を交えながら楽しく体験できるように工夫を凝らした教材やプログラムを数多く用意しています。

## 詳しいことは事前にご相談ください

内容は全てオーダーメイドです。事前に打ち合わせを行いますので、なんでもお気軽にご相談ください。

人数の制限はありません。少人数でもOKです。

障害の有無など必要な配慮等についても事前にご相談ください。

年に何回お申し込みいただいてもかまいません。

公益活動ですので費用は一切いただいておりません。

## どうして法律教室をしているの？

私たち司法書士は、日々、様々な生活上のトラブルを抱えた方からの相談を受けます。その中で、多くの子ども達が、経済的な困窮状態や精神的に追い詰められた家庭環境のもとで生活し、心を痛め、苦しんでいることを知りました。子ども達と向き合い、日々を支えている皆さんとともに、私たち司法書士が子ども達の今と未来のためにできることを実践したいという願いを込めて「無料法律教室」を実施しています。



もちろん何度か法律教室をしたからといって、子どもたちに全ての内容を覚えてもらえるとは思っていませんしそんな必要もありません。私たちは子どもたちに、身近で基本的な法律知識を身につけトラブルの予防に役立ててもらいたい。たとえ困難に直面したとしても、なんらかの社会的資源にアクセスして活用できる力、生きる力を身につけてもらいたい。そして子どもたち1人1人が「権利の主体」として自分らしく生きることができるようになってもらいたいと思っています。将来、何らかのトラブルにあったときに、「自分の責任だから自分1人で解決しなければ」などと抱え込むのではなく、「助けを求めていいんだよ」「頼っていいんだよ」というメッセージを伝えることができたら、それだけでも法律教室を開催する意義は十分だと思っています。



悪質商法について学んだ  
後、子ども達と一緒に描  
いた啓発ポスター

一問い合わせ先一

全青司人権擁護委員会 児童養護施設無料出張法律教室係 担当：石井

電話：042-532-8147 E-mail：hiroaki\_i\_sihou@mre.biglobe.ne.jp

送付先：(FAX) 03-3359-3527又は  
(Email) info@zenseishi.com

## 法律教室開催依頼書

—(FAX又はメール)—

(連絡先) 全国青年司法書士協議会  
人権擁護委員会  
児童養護施設無料出張法律教室係  
担当：石井

当学園は法律教室の開催を下記のとおり希望いたします。

記

学園名 \_\_\_\_\_ 御担当者名 \_\_\_\_\_

お電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

開催希望日時

第一希望	平成	年	月	日( )	AM /PM	:	~	:
第二希望	平成	年	月	日( )	AM /PM	:	~	:
第三希望	平成	年	月	日( )	AM /PM	:	~	:

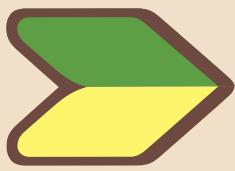
【開催内容要望】括弧内は一部例です。

<input type="checkbox"/> 携帯、インターネットトラブルについて (SNS の怖さやトラブル事例の紹介)	<input type="checkbox"/> 架空請求 (身に覚えのない請求がきた…)
<input type="checkbox"/> アルバイト関連トラブルについて (バイト中お皿を割ってしまったら誰の責任?)	<input type="checkbox"/> 家計の収支 (社会に出たら何にお金がかかるか)
<input type="checkbox"/> 借金、連帯保証等について (友達に保証人になってってお願いされた)	<input type="checkbox"/> 各種契約 (口約束も契約になるの?)
<input type="checkbox"/> その他 (以下空欄にご記載ください)	

☆その他、ご要望がありましたらご自由にお書きください。

2015 無料法律相談案内 申込施設 一覧 (掲載省略)

# 身近な法律ハンドブック



これから社会へ出る皆さんへ。

身近な法律ハンドブック  
これから社会へ出る皆さんへ。

この冊子へのご意見・お問い合わせは  
全国青年司法書士協議会

〒160-0004 東京都新宿区四谷2丁目8番地 岡本ビル5階(505号)  
TEL 03-3359-3513 FAX 03-3359-3527 e-mail info@zenseishi.com

記載されている法律は2015年11月現在のものです。  
著作権法上、本書掲載の写真・図・文の無断転載・借用・複製は禁じられています。

編集・発行／全国青年司法書士協議会 デザイン・制作／株式会社ミックスファックス 2015年12月1日版

全国青年司法書士協議会

## 第2章 契約いろいろ

私が小学生的頃、「法律」とは遠い世界のことでした。テレビドラマやニュースで聞く言葉、本屋で背の届かないところにある難しそうな本、そして小学校近くにある赤いレンガの裁判所。

でも大人になって知りました。働くことにも、住むことにも、遊びにても、買い物や外食、旅行にも、すべて社会はいろんなことに「法律」がかかわっていることを。

これから社会へ出る皆さんへ伝えたいこと――。

それは社会という大海原を進んでいく皆さんに 知つてほしい最低限の「法律知識」です。

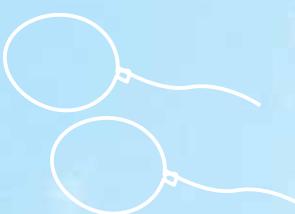
それは、決して難しいことではありません。

契約やお金にまつわるルールやしくみ、トラブルの解決方法、生活を支え、困ったときには利用できる制度など、

この小さな本にあるのは、身近な「法律」の知識です。

皆さんが社会に出て「法律」に出会うことがあつたら、一度立ち止まり、この本を読んでみてください。

「法律」をることは、これから的人生を歩む上できつと役に立つはずです。  
私たち全国青年司法書士協議会と一緒に楽しく「法律」を学びましょう!



# 第1章 労働法について

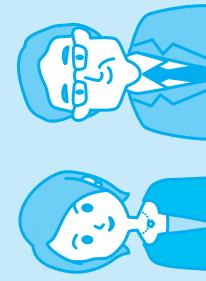
これから、皆さんは社会人としての第一歩を踏み出します。「働く」ことも法律によって守られています。この章では、働くことについての法律「労働法」について解説します。

Q 労働法って何ですか？

A 「働く人」と「雇う人」の間の法律のことです。

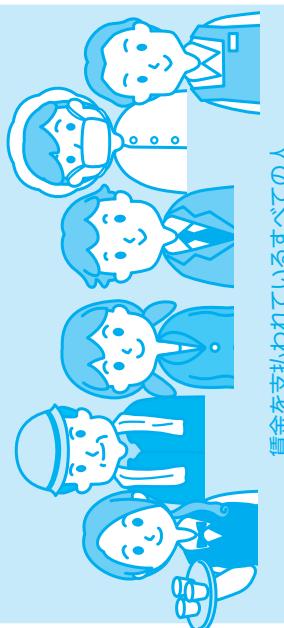
会社で人が働く場合、働き手を「労働者」といい、働かせる側を「使用者」といいます。労働者が使用者との間には、経済的に力の格差があります。そこで、労働者が使用者のほしいまに使われてしまわないよう、労働基準法、労働契約法、パート労働法などのさまざまなかつて、労働者を保護しています。労働者と使用者との間を規律することをまとめて労働法と呼んでいます。

使用者（雇う人）



事業を行い、労働者を雇っている人

労働者（働く人）



賃金を支払われているすべての人

Q

労働法では、賃金についてどんな決まりがありますか？

A 5つの大事なルールがあります。

会社が労働者に支給する給与、賞与、残業代、各種の手当など、労働の報酬として支給されるものを「賃金」といいます。賃金は、それが確実に支払われないと労働者の生活に大きな影響を与えることから、次の5つのルール（原則）が労働基準法により定められています。

Q 労働法で保護されるのは、どんな人ですか？

A すべての働く人です。

労働基準法や労働契約法などの労働法により保護される労働者は、会社に勤める人、工場で働く人、お店の販売員、看護士、教師、調理師、大工、整備士など、業種・職種を問わず、すべての働き手です。いわゆる正社員のほか、契約社員、派遣社員、パート、アルバイトなど、会社内で呼び方にかかわりません。したがって、アルバイトやパートも労働法によって保護されています。

③ 全額払いの原則

賃金は、労働者に全額を支払う必要があります。ただし、所得税の源泉徴収や社会保険料・雇用保険料等は例外として控除（天引き）されます。それ以外の天引きは原則としてありません。

です。

① 通貨（現金）払いの原則

賃金は、通貨（現金）で支払われます。銀行口座への振込については、労働者の同意が必要です。賞与（ボーナス）を除いて会社の品物（商品）など現物によって代えることはできません。

② 直接払いの原則

賃金は、労働者本人に支払われます。たとえ、労働者が未成年者であったとしても、本人の同意なく親（親権者）や親族が受け取ることはできません。

です。

④ 毎月1回以上払いの原則

賃金の支払いは、毎月1日から末日までの間に1回以上と決まっています。したがって「今月分は来月に2か月分まとめて払う」ということは認められません。

⑤ 一定期日払いの原則

賃金の支払いは、毎月、一定の期日（25日や末日といった確定した日）と決まっています。「毎月20日～25日の間」あるいは「毎月第4金曜日」など変動する期日にすることは認められません。ただし臨時の賃金や賞与（ボーナス）は例外

第1章 労働法について

第2章 契約いろいろ

第3章 お金について

第4章 司法制度について

第5章 生活を支える様々な制度

第6章 自律、そして自立

**Q 仕事でけがをしたい、  
病氣になつた場合は  
どうなりますか？**

**Q 「ブラック企業」  
「ブラック・バイト」  
って何ですか？**

**A 労働法により、一定の労働  
時間と休日が決められて  
います。**

**A 大学や専門学校の夜間部、  
通信講座、企業の教育訓練  
などもあります。**

労働基準法は、休憩時間を除いて、1週間に40時間、1日に8時間を超えて労働させではなくないと規定しています。これを「法定労働時間」といい、これを超えて労働する場合には、会社と労働者の過半数が労働組合とで取り決めを書面でし、労働基準監督署に届出をする必要があるほか、超えた時間に対して割増賃金（25%増し）を支払う必要があります。また、1日の労働時間が6時間を超える場合には45分、8時間を超える場合には1時間の休憩時間が必要だと定められています。さらに、1週間に少なくも1日の休日が必要と定められています。

第1章 労働法について

第2章 契約いろいろ

第3章 お金について

第4章 司法制度について

第5章 生活を支える  
様々な制度

第6章 自律、そして自立

マスコミで報道される「ブラック企業」「ブラック・バイト」とは、労働法で定められた前述の賃金や労働時間のルールを守らず労働者を使う企業のことを総称しています。労災保険は、すべての労働者が加入を義務づけられており、短期や日雇いのアルバイトであっても対象となります。勤め先や労働基準監督署に相談してみましょう。

労働基準法は、休憩時間を除いて、1週間に40時間、1日に8時間を超えて労働させたり、死亡してしまった場合には、労働者災害補償保険（いわゆる労災保険）から、保険金が給付されます。

マスコミで報道される「ブラック企業」「ブラック・バイト」とは、労働法で定められた前述の賃金や労働時間のルールを守らず労働者を使う企業のことを総称しています。労災保険は、すべての労働者が加入を義務づけられており、短期や日雇いのアルバイトであっても対象となります。勤め先や労働基準監督署に相談してみましょう。

勤め先が倒産したり、失業した場合の保障はありますか？

**A 雇用保険の失業給付が受けられます。**

勤め先が倒産したり、失業した場合には、再就職までの生活を安定させるために、雇用保険から、保険金が給付されます。

この雇用保険は、1週間の労働時間が20時間以上あり、31日以上の雇用の見込みがあるすべての労働者が対象となります。ハローワークに問い合わせて、失業給付の手続きをしましょう。

● 奨学金制度については、P22へ。

## 第2章 契約いろいろ

世の中には、いろいろな契約があります。  
この章では、生活に深くかかわってくる「契約」について、考えてみましょう。

### 1 「契約」ってなに？

「契約」は一言で「法的な約束」とです。買物をするのも、アパートを借りるのも、友人に物をあげる約束をするのも、すべて「契約」です。「法的な」という意味は、もしこの約束が守られなければ、国(裁判所)の力でこの約束を実現させることができるという意味です。



契約とは…「約束」すること



●契約の身近な具体例。



### 1 契約の方式は自由。

- ・口約束でも契約は成立します。
- ・契約書は「契約内容を正確に残すため」に作るものです。
- ・契約書に印鑑がなくても契約は成立しています。

### 2 契約を結ぶことは個人の自由。

- ・他人から強制されるものではありません。
- ・契約の相手を選ぶのは自由です。
- ・契約の内容も自由に決められます。

※ただし、人を殺す契約など法律に違反する契約は無効です。

### 3 契約の内容に責任を持つこと。

- ・契約は双方の合意で成立します。
- ・契約が成立すると、契約内容について権利と義務が生じます。
- ・一方的な理由で契約を解除することはできません。

契約をする前に…

契約することは、契約内容について責任を持つて約束を守ることです。だから、契約する前には「本当に必要なのか？」「責任が持てるのか？」をよく考えるべきです。

- ・必要のない契約、  
守ることができない契約  
はしないことです。
- ・契約を解消するためには、  
正当な理由や  
手続きが必要です。

## 2 契約の「取消」について

契約は、お互いの合意の上に成り立つ約束です。

いつたん契約したら「守る義務」が生じます。  
しかし個人と事業者では、契約内容や商品に関する情報量や交渉力に大きな違いがあるので、その両者の間の契約については、契約後に無条件で契約の取消(クーリング・オフなど)ができる場合もあります。

### 取消(クーリング・オフなど)できる例

#### ● 未成年者が、法定代理人(両親などの親権者または後見人)の同意をもらわずに結んだ契約

未成年でも次の場合は取消できません。

- ① こづかいなどを使って契約した場合
- ② 結婚している未成年者の場合
- ③ 相手に成年者であると信じさせて契約した場合

#### ● だまされたり、おどされたりして結んだ契約

次に挙げるような悪質商法にあつた場合、契約の申込みの撤回や契約の解除ができます。



### 悪質商法の例

悪質業者は、はじめから「契約」を目的だと言うと警戒されたり断られたりするので、本当の目的を隠して様々な方法で誘ってきます。

#### 1 アポイントメントセールス

「あなただけが選ばれました」「景品が当たった」「会って話したい」などと、有利な条件を強調して電話やSNSを通じて営業所や喫茶店に呼び出し、商品やサービスを契約させます。

#### 3 デート商法

出会い系サイトやSNSなど、偶然を裝つて近づいて異性と何度か会ううち、高額な商品を契約させられてしまい、その後相手とは連絡が取れなくなってしまいます。

#### 4 チャッチャーズ

駅や繁華街の路上でアンケート調査などと称して呼び止め、喫茶店や営業所に連れて行き、契約に応じるまで解放せず、帰りづらい雰囲気にして商品やサービスの契約をさせます。

#### 5 内職商法

「在宅サイドビジネスで高収入を」「資格・技術を身につけ在宅ワーク」など、広告で勧説し、材料や機械を売りつけたり、講習会と称して多額の受講料を取つたりします。実際は、仕事は紹介されることはなく、ほとんど収入が得られなかつたりします。

#### 6 マルチ商法

友達などを誘えば儲かるからと商品の販売組織に説き、商品を購入させ、友人など次々に組織への加入者を増やしていくと利益が得られるというもの。勧説時の成功話と違つて思うように加入者を獲得できず、売れない商品を抱えることがあります。

#### 7 SF(催眠)商法

「いらないものを買取りります」などと言って業者が突然訪問してきて、十分な説明もせずに宝石や指輪などの貴金属や、売るつもりのない品物までも取り上げて、安い値段で強引に買取りります。

悪質業者は、相手にしてしまうと、しつこくされたり、脅されたりするので、キッパリ断ること。甘い言葉やうまい話は信用しない事が大切です。





# 第3章 お金について

## 1 一人暮らしとお金の管理

お金の使い方を学ぶことは、社会人としての大切な第一歩です。この章では、身近なお給料のしくみ、やりくりのコツ、「借金」の利息や保証人についてなど、お金にまつわる基本的な知識を身につけましょう。

### 家計簿をつけてみよう 収入と支出を把握しよう

一人暮らしをはじめたら、まずは、家計簿をつけてみましょう！

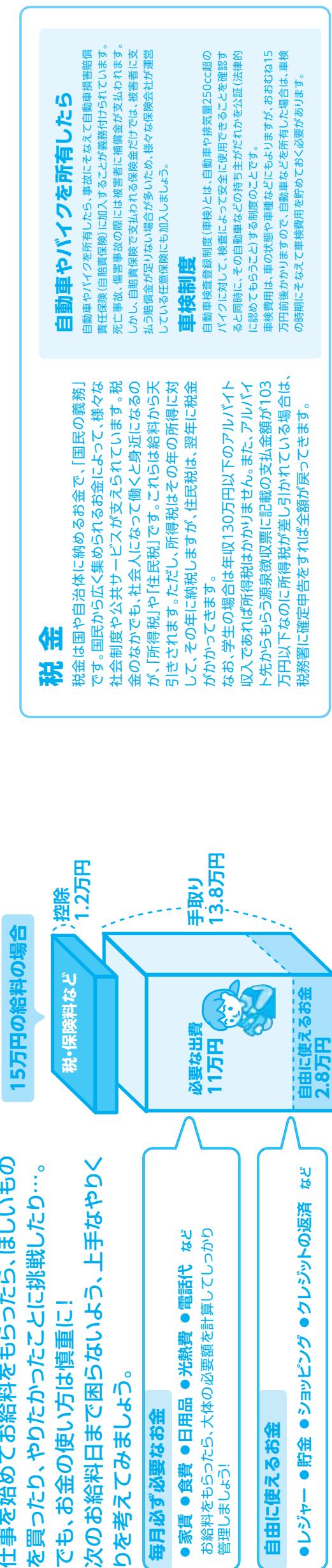
毎日の生活費を記録することで、何にどのくらいお金が必要か分かります。1ヵ月ついたら、1ヵ月の合計額を出します。だんだんとコツがわかつたら、貯金の目標額を決めて、少しずつ貯金をしましょう！貯金をしてほしいものを買ったり、急にお金が必要な時のために準備をしましょう。

家計簿			
4月 27日(月)		4月 28日(火)	
収入	明細	収入	明細
継越し	前日残高	継越し	前日残高
入金	全資本銀行より引出	入金	25,150
収入合計		収入合計	25,150
支出		支出	
食費	玉ねぎ・人参など	食費	
住居費	大家さんに支払	住居費	
水道光熱費		水道光熱費	
通信費		通信費	
保険料		保険料	
趣味娯楽		趣味娯楽	
被服費	靴下	被服費	
交際費		交際費	
日用品・雑貨	ショッパー	日用品・雑貨	
その他		その他	
貯蓄		貯蓄	
支出合計		支出合計	1,200
残高(収入-支出)	800	残高(収入-支出)	25,150

家計簿			
日々の生活費		給料日	
支出		収入	日々の生活費
家賃		貯金	日々の生活費
光熱費		のクレジットの返済	日々の生活費
電話代			日々の生活費
支出		支出	日々の生活費
給料日		日々の生活費	日々の生活費

### 月のお金の流れ(例)

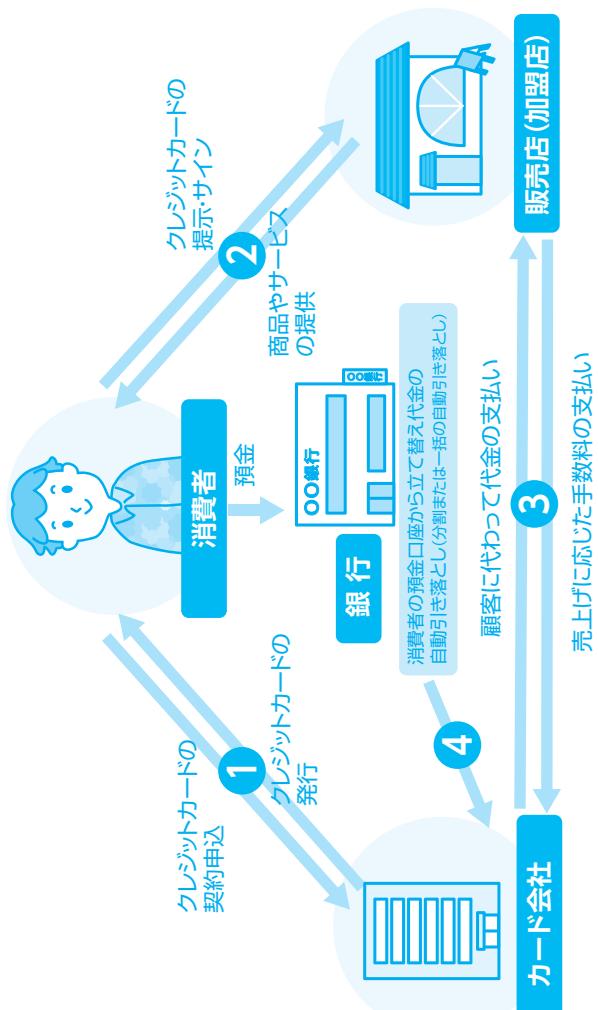
日々の生活費		給料日	
支出		収入	日々の生活費
家賃		貯金	日々の生活費
光熱費		のクレジットの返済	日々の生活費
電話代			日々の生活費
支出		支出	日々の生活費
給料日		日々の生活費	日々の生活費



## 2 クレジットと借金について

בְּרִיאָה וְכָלָבָד

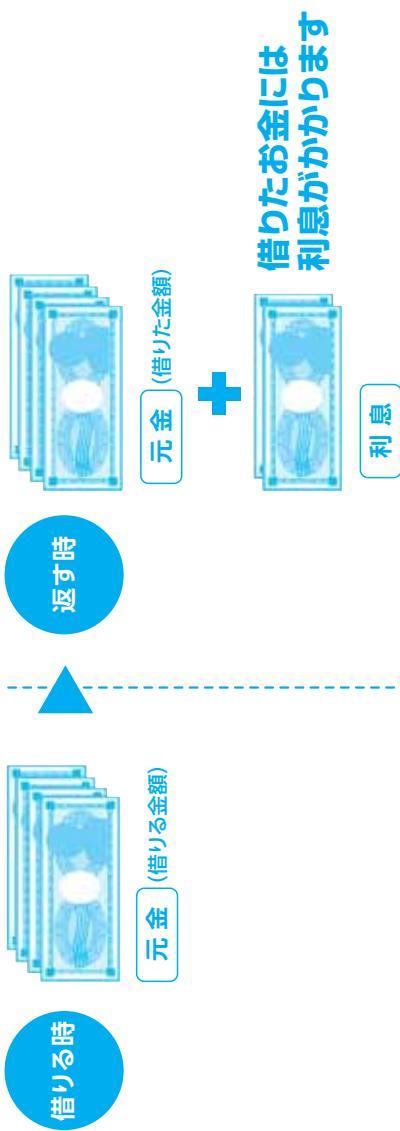
クレジットは先に商品を受け取りカード会社に代金を立て替えてもらい、後日、分割または一括で、毎月その代金を返済する方法で借金のひとつです。サインだけで簡単に商品が手に入るため、借金であることを忘れ、感覚がマヒしてしまうことのないように注意しなければなりません。



# クレジットカードでリボ払いにするはどうなる?



世の中には、お金を貸し出すことをビジネスにしている会社があります。中には、難しい審査もなく担保も取らずにお金を貸し出して、その代わり、返済のときに高い利息を取るというところもあります。テレビCMなどの「お手軽」なイメージに惑わされず、利用しないように気をつけましょう。



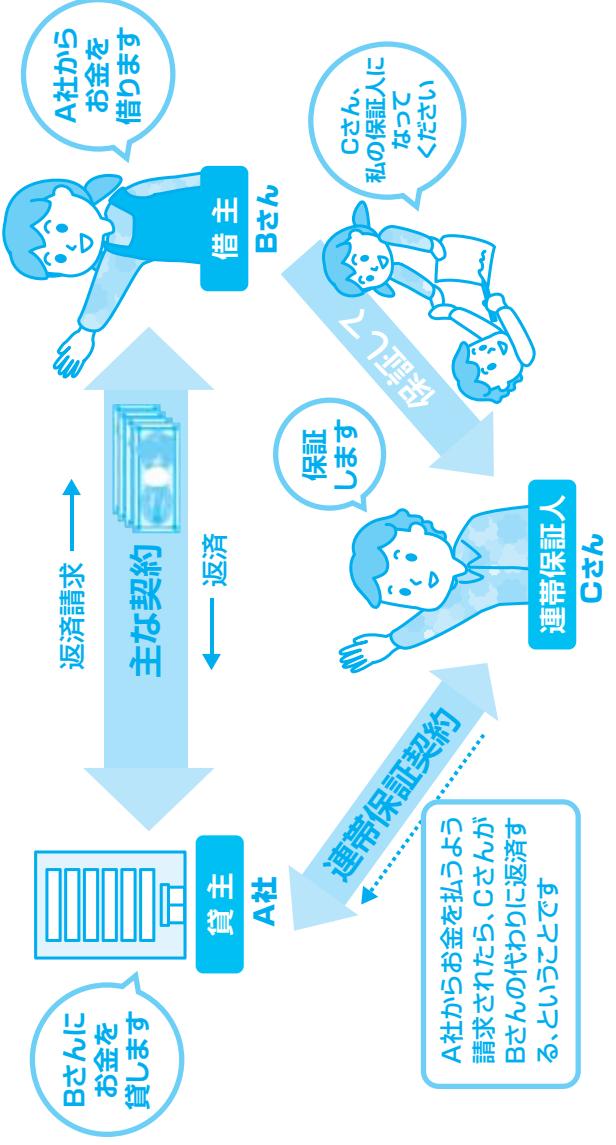
どうしても生活に困ったときは、「借金」をする前に、P23～26で紹介している生活支援制度の利用を考えてみましょう。

## 保証人について

お金を借りたりするときに約束をして、借主が返さなくなつたときに、借主の代わりに、その支払をする人を「保証人」と言います。

たとえば、金融業者からお金を借りようとする友人に「絶対に迷惑をかけない」と頼まれて保証人になつた場合、後日その金融業者から「借主が約束どおりにお金を返さないので、代わりに支払って下さい。」と請求されれば、代わりにあなたが支払をしなければなりません。

つまり、人の保証人になるということは、自分がお金を借りるのと同じです。ですから、簡単に人の保証人になつたり、人に自分の保証人になつてほしいと頼んだりしないでください。

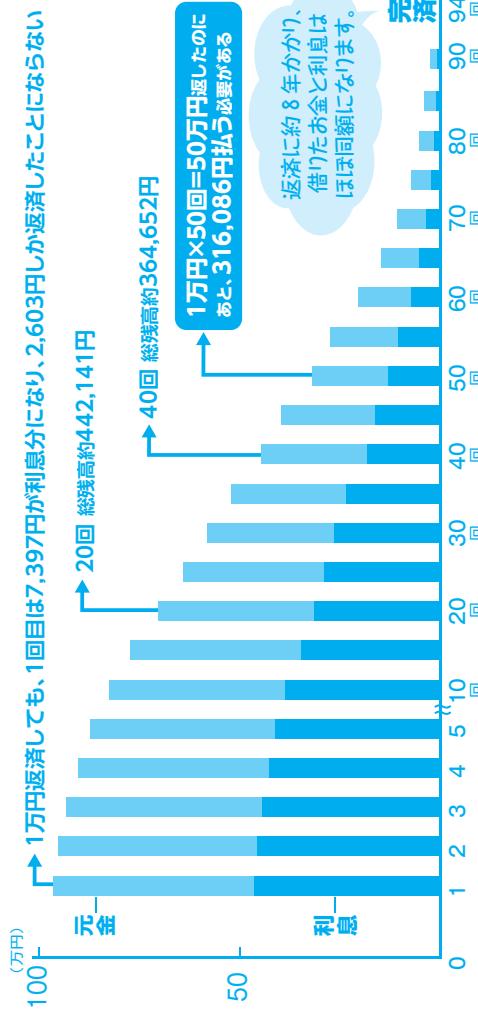


Aさんは遠方への転職が決まり、自動車が必要になりました。購入費用は全部で100万円かかりますが、貯金は50万円しかありません。残りの50万円は消費者金融から借りるつもりです。購入後はガソリン代や車検代などがかかるので、Aさんは月々1万円ずつ返していくと思っています。

■ 月々の返済額(元利均等払い)… 1万円  
■ 年利率… 18%  
■ 毎月の返済日… 1日  
※元利均等払いとは、元金と利息を合算した支払い  
合計額が一定額という意味

借金 (元金) + 利息 約43万円

返済総額 每月1万円×約94回(約8年) = 93.2万円

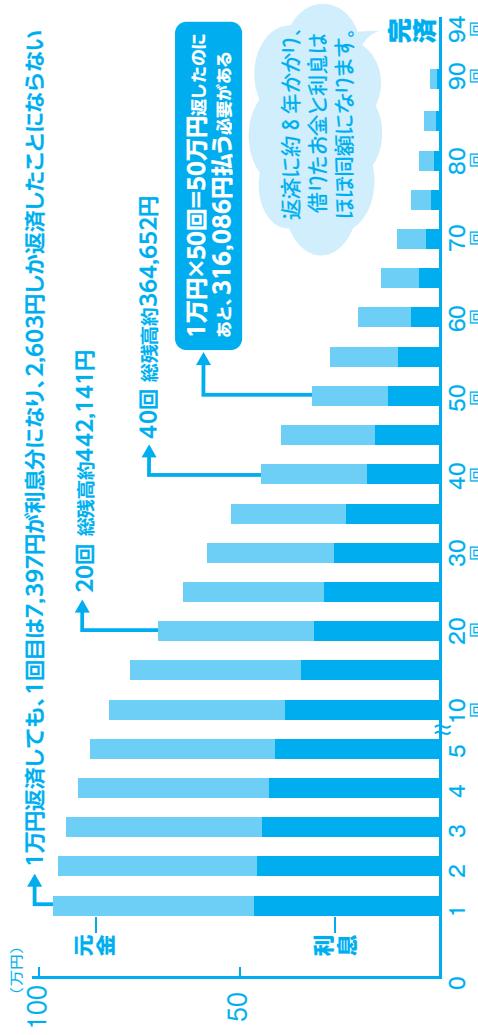


## たとえば

■ 月々の返済額(元利均等払い)… 1万円  
■ 年利率… 18%  
■ 每月の返済日… 1日  
※元利均等払いとは、元金と利息を合算した支払い  
合計額が一定額という意味

借金 (元金) + 利息 約43万円

返済総額 每月1万円×約94回(約8年) = 93.2万円

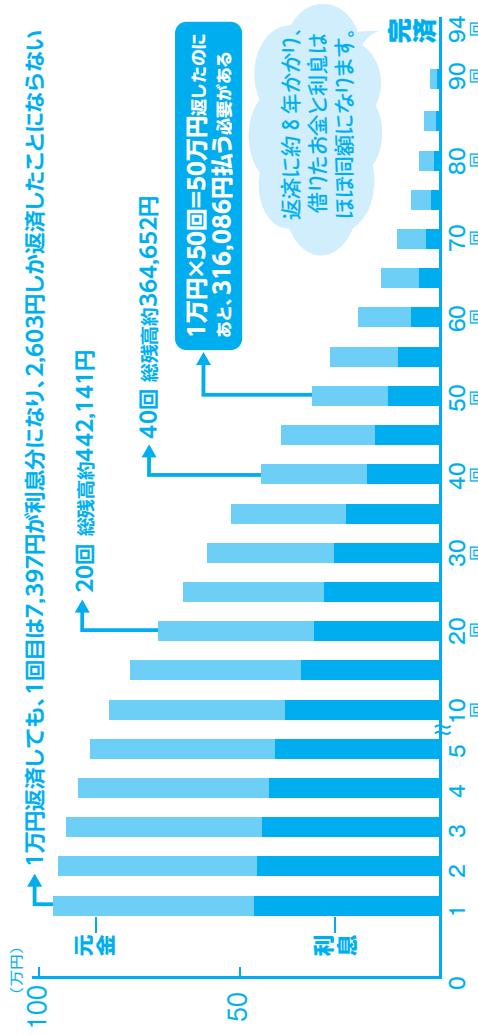


## たとえば

■ 月々の返済額(元利均等払い)… 1万円  
■ 年利率… 18%  
■ 每月の返済日… 1日  
※元利均等払いとは、元金と利息を合算した支払い  
合計額が一定額という意味

借金 (元金) + 利息 約43万円

返済総額 每月1万円×約94回(約8年) = 93.2万円

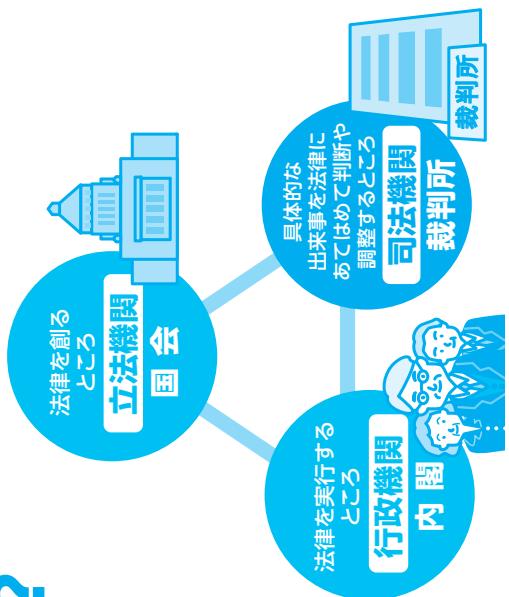


## 第4章 司法制度について

## 2 身近なトラブル

社会に出ると、ときには困ったことに巻き込まれたり、まわりの人とトラブルが起こることがあります。当事者同士の話し合いなどで解決できない場合には、「司法制度」に基づいて対処し、解決しましょう。

### 1 司法つてなに？



いろいろな人が共に生きる社会では、日常の行動や出来事にもさまざまな法律が関わっています。それらの行動や出来事を法律に照らし合わせて、間違っているかを判断するのが裁判所であり、この裁判所の機能を「司法」と呼びます。

#### 裁判の種類 大きく分けて、民事裁判と刑事裁判に分けられます。

##### 民事裁判

人と人、会社と人などの間のものめごとに、訴えた人の言い分が正しいか判断します。

**民事事件**  
離婚や子の認知等、人の身分に関することや家庭内のものめごとについて調整したり判断します。

**行政事件**  
国や自治体等の行政機関が皆さんにした行為が正しいかを判断します。

##### 刑事裁判

詐欺や殺人等の犯罪について、有罪か無罪かどうかを判断します。

皆さんも裁判員になつて裁判に参加することもあります。

#### 裁判員つてなに？

裁判員制度は、一般の国民が「裁判員」となり、殺人などの重大な刑事事件について裁判官と一緒に議論して判決を行う制度です。20歳以上で選挙人名簿に登載されている人ならば、誰でも裁判員に選ばれる可能性があります。「裁判なんてできるのかな…」と不安に思っているかたは、裁判の前にわかりやすく説明してもらえていいで大丈夫です。これまで裁判員になつた人も、ほとんどが良い経験だつたと感じているようです。

人生の中では、ときに戸惑いが起きます。ここでは誰でも経験する可能性がある身近なケースを取り上げてみます。

#### お金の貸し借り いちまでたつても返してもらえない。

返す約束をしてお金を貸し借りすることを金銭消費貸借契約と言います。(P7・8参考)何度も催促したり、第三者を交えて話し合いをして返してもらえないければ、最終的には裁判をすることになります。

#### 万引(窃盗) 商品を持つて行つてしまた。

お店の商品の所有権はお店にあります。お金を払わずに商品を持ち去って、自分のものにしようしたら、万引つまり窃盗罪になります。

【刑法第235条】他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

#### ネット通販 インターネットで買物をして、お金を振り込んだのに商品が届かない。

ものの売買は、売り主が商品を引き渡し、買った人はお金を払うことで成立します。しかしインターネット通販は販売業者の実態がつかみにくく、特に前払いした後で連絡が取れなくなるケースが急増しています。これは詐欺罪にあたります。

【民法第555条】売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

#### 他人にケガをさせた 他の人とぶつかいけがをさせた。

自転車は、道路交通法上、車両の一種である「軽車両」となります。つまり、自転車に乗つていて歩行者にぶつかり、歩行者にけがをさせた場合は、刑事上の責任が発生し、さらに自転車に乗つた人が不注意であれば、民事上の損害賠償責任も発生します。

【刑法第209条】過失により人を傷害した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

【民法第709条】故意又は過失によつて他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

トラブルが発生した場合、解決するためには、さまざまな方法があります。困ったときは司法書士や弁護士にご相談ください!

### 3 困った時にはまずは「相談」しましょう!

Q 契約トラブルや被害、法的な疑問など困ったことがありますか？

A 友達に相談、身近な人に相談…だけでは、完全な解決につながりません。

#### 皆さんの夢は何ですか？

#### Q 今日のこと(明日のこと)将来のこと(笑)

皆さんは、これから「新しい一步」を踏み出すわけですが、数年後、たとえば5年後や10年後に、どこで、どんなことをしていると思いますか？  
○○になっていたい、○○だと理想だな……と夢は人それぞれでしょう。  
「今日のこと」を大切にしながら、一歩先の「将来のこと」も考えながら歩んでも良いですね。

#### 先輩の声

友達から相談されたときも、適切な相談機関をアドバイスできるようになります。

自分の立場や状況に対する判断力と、たらわずに相談する勇気をもちましょう！

専門家に相談しましょう！

Q 「困った」とはどうに解決するのでしょうか？

A 解決までの「みちのり」は大きく分けて3つあります。

話し合いがまとまらなかつたときは、裁判所に判断してもらいます。

法律に書かれているけれど、争いがあつたり、はつきりしないときは、まず相手と話し合いをします。

法律に書かれているときは、法律を使って手続きをし、解決します。

● 惡質商法にひつかかったとき  
クーリングオフができます。

#### 相談は、大きな一步！社会を変える原動力です！

相談窓口や相談を受ける法律家のところには、法律で決められていないことについての被害情報も寄せられます。その情報がたくさん集まり、法律が必要ということになると、法律家は法律を作つたり変えたりするよう、国に働きかけます。そのことによって社会も変わります。

例えば、高い金利に苦しむ人の声がたくさん集まつた結果、「出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取締まりに関する法律」という法律が変わり、借りるときの上限金利が下がつて高い高利に苦しむ人が減少しました。

# 第5章 生活を支える様々な制度

病気やケガで働けなくなったりとき、皆さんはどうしますか。収入もなく貯金も減っていくと生活することも困難になります。でも安心してください。そんな困った状態を、社会全体で負担し合い助け合うための制度があります。この章では、どんな制度があるのかご紹介します。

## 1 社会保険制度

社会に出て心配なのは、ケガや病気、失業などで収入がないときのことだと思います。そんなときの心強い味方が社会保険です。「社会保険」とは、病気や事故や失業などアクシデントのときや、将来高齢や障がいで働けなくなったりときのために、お金を預けておく仕組みのことです。社会保険には、「健康保険」「年金」「労働保険」「介護保険」の4つがあります。

### 健康保険

窓口▶市区町村役場、会社

健康保険とは、生活を守るために保険制度の1つで、病気やケガでの出費に備え、それを財源に必要な人が保険給付を受けられるしくみです。「健康保険料」は会社の健康保険に入っているときは、給料から差し引かれ、そうでないときは市区町村へ直接支払います。特別な理由があるて、国民健康保険の保険料が払えない時は、支払いを少なくしたり、払わなくて良い場合があるので、市区町村の窓口に相談してみましょう。

### 年金制度

窓口▶市区町村役場、年金事務所

年金には、2種類あります。日本国内に住所のあるすべての人が入る必要があります。年金制度はその人の働き方で違います。日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての人が入るのが「国民年金」、会社員や国家公務員・地方公務員等は、それに加えて「厚生年金」に入ります。「厚生年金」に入る人は、会社等の働いているところで手続きをし、保険料は給与から差し引かれます。また「厚生年金」は「国民年金」に上乗せされるので、保険料は高くなりますが、もらえる年金は多くなる上、保険料の半額を会社が負担してくれます。

れます。

年金は、20歳から60歳までの40年間のうち、25年以上保険料を支払うと、原則として65歳から受け取ることができます。また年金を支払っていないと障害年金がもらえなくなります。

P3~6をみてね

2階部分  
1階部分  
会社員・公務員が加入  
日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人  
厚生年金  
国民年金(基礎年金)

払われる制度です。保険料は会社が半分負担してくれます。自己負担分はお給料から天引きされます。会社を辞める理由や勤続年数などによって、もらえる期間や開始時期が変わります。

労働保険に入っているかどうか、給与明細をチェックしておきましょう。  
失業保険を受け取るためにには、辞めた会社から離職票の交付を受け、住所地のハローワークに申請します。

P5をみてね  
P3をみてね

### 〈労働保険〉労働基準監督署 窓口▶労働基準監督署

労災(労働災害)とは、労働者が、業務上又は通勤途上の、ケガや病気、障害、死亡する災害のことをいいます。労働者が労災にあつたときに備える制度が労災保険(労働者災害補償保険)です。労災保険は、労働者の種類を問わず、原則として全ての労働者(アルバイトやパート、派遣労働者も含む)に適用されます。

障害年金を受けたい場合は、住んでいる市区町村役場または年金事務所で手続きをしてください。自分で手続きをするのが難しい場合は、社会保険労務士という専門家に依頼すれば手続を代わりにしてくれます。

この保険をもらうためには、労働基準監督署で手続きが必要です。早めに手続きしましょう。

会社員は、「労働保険」のひとつとして「雇用保険」に加入します。雇用保険の失业給付(失業保険)とは、倒産、定年、自己都合等で会社を辞めたとき、次の仕事が見つかるまで、国から一時的にお金が支

社会保険制度の一つ「介護保険」は、40歳以上の人みんなで保険料を支払い、高齢になつたときも自分にあつた介護を受けることができる保険制度です。

## 2 生活支援制度

病気やケガをしたり、失業や収入が減るなどで生活に困った場合や、一時的に生活資金などが必要な場合に利用できる生活支援制度があります。

### 生活保護

窓口▶市区町村の社会福祉協議会

生活保護制度のひとつに「医療扶助」というものがあります。医療扶助の主な内容は、病院などで受ける一般診療と、入院時の食事費や、薬の調剤、通院時の交通費などです。

収入で生活費・住宅費などは支払えても、医療費が出せなくて、病院に行くことをやめてしまうこともあります。このような場合でも、医療機関の受診をあきらめる必要はありません。こういった場合は、生活保護の申請をすると「医療扶助」のみを受けられる場合があります。医療単給の場合、福祉事務所から生活保護利用者に対して「医療券」が発行され、受診の際に医療券を提示すれば、医療費は福祉事務所から医療機関に対して直接支払われることになります。

### 医療単給

窓口▶市区町村の社会福祉協議会

生活保護制度のひとつに「医療扶助」というものがあります。医療扶助の主な内容は、病院などで受ける一般診療と、入院時の食事費や、薬の調剤、通院時の交通費などです。

収入で生活費・住宅費などは支払えても、医療費が出せなくて、病院に行くことをやめてしまうこともあります。このような場合でも、医療機関の受診をあきらめる必要はありません。こういった場合は、生活保護の申請をすると「医療扶助」のみを受けられる場合があります。医療単給の場合、福祉事務所から生活保護利用者に対して「医療券」が発行され、受診の際に医療券を提示すれば、医療費は福祉事務所から医療機関に対して直接支払われることになります。

生活保護を受けるためには、今あなたがいる場所の市役所などにある福祉事務所に申請することが必要です。また、収入がない場合だけでなく、仕事をしていても収入が少ない時は、少ない部分だけ生活保護を受けることができます。

生活保護は、憲法に基づいた制度です。仕事を失った、母子(父子)家庭で生活が大変など、さまざまなトラブルで生活に行き詰まつたときは、遠慮せずに生活保護を利用して暮らしの立て直しをはかりましょう。

市役所役場によっては、福祉事務所が「健康福祉課」とか「福祉課」といった名前で呼ばれるところもありますので、ご注意ください。

### 生活福祉資金貸付

窓口▶市区町村の社会福祉協議会

生活福祉資金貸付とは、収入が少なかつたり、障がいや高齢のために困っている世帯に必要なお金を借りることができます。10万円までの一時金や教育費は、無利子・保証人なしで借りられ、その他のときは、連帯保証人ありの場合無利子、連帯保証人なしの場合でも低い利率で借りられます。

それぞれの状況と必要に合わせた資金、たとえば、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等を借りることができます。

### 司法書士がお手伝いします



このように、日本においては、皆さんのがんばってお手伝いします。しかし、日本では生活支援制度を利用することは恥ずかしいという風潮があります。しかし、生活支援制度は誰のためにありますか。

それは、私たち自身のためにあります。私たち一人一人が社会で共に暮らす仲間として協力し、できることには助けあうものです。そういった当たり前のことを制度として形にしたもののが、上記のような生活支援制度なのです。困ったときは、一人で抱え込んだり遠慮しないで、ドンドン制度を活用しましょう。

私たち司法書士は、皆さんと同じ立場で考え、一緒に悩み、より良い方法を見つけるお手伝いをしたいと思っています。困ったときは、なにか分からないことがあつたときは、通常お買い物をしにいくのと同じような感覚で、司法書士事務所のドアを開けてください。いつしょに解決方法を探っていきましょう。

### 低所得者住宅

窓口▶市区町村、住宅供給公社

仕事を辞めて、住むところがなくなつて、手持ちのお金もなくなつたときに特別にお金を借りることができる制度です。10万円までのお金が無利子・保証人なしで借りられます。

このお金借りるためには、失業保険等の公的給付や職業安定資金融資等の公的貸付の手続きをする必要がありますので、仕事を辞めてハローワークで手続きするときに相談しましょう。

第1章 勤労法について

第2章 契約いろいろ

第3章 お金について

第4章 司法制度について

第5章 生活を支える様々な制度

第6章 自律、そして自立

### 臨時特例つなぎ資金貸付制度

窓口▶市区町村の社会福祉協議会

仕事を辞めて、住むところがなくなつて、手持ちのお金もなくなつたときに特別にお金を借りることができる制度です。10万円までのお金が無利子・保証人なしで借りられます。

このお金借りるためには、失業保険等の公的給付や職業安定資金融資等の公的貸付の手続きをする必要がありますので、仕事を辞めてハローワークで手続きするときに相談しましょう。

### 低所得者住宅

窓口▶市区町村、住宅供給公社

仕事を辞めて、住むところがなくなつて、手持ちのお金もなくなつたときに特別にお金を借りることができる制度です。10万円までのお金が無利子・保証人なしで借りられます。

このお金借りるためには、失業保険等の公的給付や職業安定資金融資等の公的貸付の手続きをする必要がありますので、仕事を辞めてハローワークで手続きするときに相談しましょう。

第1章 勤労法について

第2章 契約いろいろ

第3章 お金について

第4章 司法制度について

第5章 生活を支える様々な制度

第6章 自律、そして自立

# 第6章 自律、そして自立 人として生きるということ

## 自由と共生のための視点 一公共の福祉— 誰もが「自律」と「自立」ができる社会のためにできること

すべての人は、人として生まれたときから平等に持っている権利=「人権」があります。これは、国の最高法規である憲法の中にも書かれています。この章では、自分らしく生きていくための権利について考えてみます。

### 人として生まれたときから持っている権利



すべての人は、誰でも、同じように、生まれたときから  
【自律】一人一人が夢や希望を持つこと  
【自立】それに向かって人生を歩いていくこと  
という権利を持っています。

日本国憲法にも、この「平等に持っている権利」について書かれています。

第13条 「すべて国民は、個人として尊重される」

第14条 「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は  
門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」

### 理想と現実の架け橋

#### 〈日本国憲法の理想〉

「勤労の権利」「生存権」「裁判を受ける権利」等の様々な権利を制度として保障しています。困ったことがあっても、それらの制度を利用すればなんとかなる社会！

#### 〈現実の社会〉

トラブルや困難にあい、誰にも相談できず、夢や希望を持つこと「自律」ができないときやそれに向かって歩くこと「自立」ができないことがある。

それでも！

このハンドブックに書いてあるような法律や制度  
を使い、法律や制度に詳しい人に相談することで、  
解決することができる！  
「自律」と「自立」への架け橋が見つかることは！

たとえば

どんなことを学び（学問の自由）  
どんな神様を信じ（信教の自由）  
どんな職業につき（職業選択の自由）  
どこに住むのも自由ですし（居住移転の自由）  
誰とコミュニケーションをとり、どんなメッセージを発しても自由です（表現の自由）。  
つまり、誰もが自由という大きな大地の上に存在しているのです。



でも、その大地には自分だけでなく  
他の人たちも存在しています。  
そして、それぞれ自由を持っています。  
その自由と自由がぶつかり合ったときには、  
お互いに調整することを考える必要があります。  
これを「公共の福祉」といいます。

社会には、いろいろな人がいます。  
全員が職場や学校、地域などで多くの人と関わりながら生活をしています。  
「周りの人々」や「社会」、「国・政治」に関心を持ち、お互いに調整することで、  
「自律」や「自立」を実現できる社会を創っていきます。  
そして、あなた自身の「自律」と「自立」も実現することができるのです。



こうしてみると、一人の人間として生きていくこと  
いうことは、けっこう難しいことなのだと感じた  
人もいるかもしれません。  
一度に多くのことに関心を持つたり、  
多くのことを知らないでも大丈夫。  
まずは、あなた自身が  
「自由といいう大きな大地の上に存在している」と  
いうことを存分に楽しんでください。  
あなた自身を大切にすることから始めてみて  
ください！

あとがき

最後まで読んでいただいて、どうもありがとうございました。  
このハンドブックは、皆さんにとって参考になりましたか?  
このハンドブックは難しかったですか?それとも、知つてることばかりで  
このハンドブックには、皆さんのが社会に出たときに知っておいた  
ころで、この本を読んでみました。もちろん、今すぐ全部をお読みいただかなく  
くとも、この本を読んでいただければだいじょうぶです。

社会に出ると、学校では教わらない出来事にも出くわします。

でも、知らないことは恥ずかしいことではありません。なぜならば、社会に出るときは誰もが年生だからです。現在、大人として生きる私たちにも分からぬ事実はたくさんあります。だから、皆さんも分からぬこと、知らないことに出合ったら、遠慮なく誰かを頼つていいのです。社会においては残念ながら「知らないこと」によって損をしたり傷つけられたりする場面があります。このハンドブックでは、そういうことがないように最低限知つておいていただきたいことをまとめたつもりです。

もちろん、ここに載っていないような場面に出来合うこともあるでしょう。でも、困ったときは一度抱え込まず、いつでもお近くの司法書士に相談してください。  
法律に関する知識であれば、皆さんの求めに応じることができます。たとえその相談が法律問題かそうでないか、皆さん自身が判断できないとしても、必要な相談先につなげることができます。

人は、決して、一人ぼっちではありません。  
お互いに助け合い、お互いを尊重しつつ、社会の一員として一緒に社会を作り上げていきましょう。

## 相談先一覧

## 全国共通の相談先

名 称	電話番号	受付日時／時間	主な相談内容
全国青年司法書士協議会 当番司法書士ホットライン	03-3359-3639	月～金曜日 14:00～18:00	司法書士業務に関する相談 例えば、賃貸トラブル、お金未払い、 賃貸返却等の日常生活に関する問題、 訴訟に関するご相談(訴えられて困った等) 無料電話相談
法テラス	0570-078374	平日08:00～21:00・土曜日・年末年始休業) (日曜祝祭日・年末年始休業)	法的トラブル
国民生活センター	03-3446-0999	平日10:00～12:00 13:00～16:00	消費者トラブルに関する相談、 商品やサービスなど消費生活 全般に関する苦情等
消費者ホットライン	188 03-3446-1623	平日10:00～12:00 13:00～16:00	近くの消費生活相談窓口を 案内

各地域の相談窓口が検索できるホームページアドレス

名 称	ホームページアドレス	相談 内容
司法書士総合相談センター	<a href="http://www.shiho-shoshi.or.jp/activity/center_list.html">http://www.shiho-shoshi.or.jp/activity/center_list.html</a>	司法書士業務に関する相談
法テラス	<a href="http://www.houterasu.or.jp/sp/chihoujinmusho/index.html">http://www.houterasu.or.jp/sp/chihoujinmusho/index.html</a>	法的トラブル
消費生活センター	<a href="http://www.kokusen.go.jp/map/">http://www.kokusen.go.jp/map/</a>	消費者トラブル等、 消費生活全般に関する相談
総合労働相談コーナー	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html">http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html</a>	労働問題に関する相談

## あなたの地域の相談先

名 称	電話番号	受付日時／時間	主な相談内容
司法書士総合相談センター			
法テラス			
消費生活センター			
総合労働相談コーナー			
市区町村役所			
福祉事務所			
ハローワーク			
警察署 生活安全課			

子どもの

笑顔のためめに！。

電話  
相談

全国一斉

# 養育費相談会

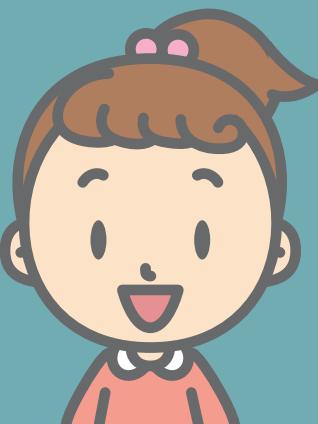
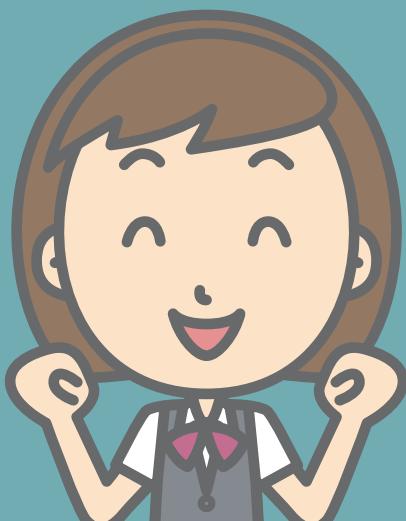
平成27年8月2日(日)10:00~16:00



0120-567-301 (全国共通)

相談無料

秘密厳守



報道機関各位

## 「全国一斉養育費相談会～子どもの笑顔のために～」

### 最終結果報告

全国青年司法書士協議会

会長 石橋 修

東京都新宿区四谷1-2 伊藤ビル7F

TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527

e-mail KYW04456@nifty.com

URL <http://www.zenseishi.com/>

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当協議会の活動にご理解、ご支援を賜り御礼申し上げます。

当協議会では、去る8月2日に、「全国一斉養育費相談会」を全国19都道府県の会場において実施いたしました。開催に当たって報道・取材等を頂きました皆様に、心より感謝申し上げます。

さて、相談会の結果に関しましては、先に速報を送付させていただいておりますが、今般、詳細な集計と結果に関する分析が完了しましたので、報告させていただきます。

詳細な報告は次頁以降に記しましたが、端的に申し上げますと、子どもの貧困、養育費の不払いに関する深刻な状況が浮き彫りとなる結果となりました。また、1日に全国で203件もの相談が寄せられるということは、子どもの貧困・養育費問題に関する相談窓口が機能していないという現実も痛感させられました。

当協議会は、今回の相談会の結果を踏まえ、今後も子どもの貧困問題・養育費の問題への取り組みを一層加速させていく所存です。

今後ともご理解、ご協力を賜りたく、お願い申し上げる次第です。

敬具

<本件に関するお問い合わせ先>

全国青年司法書士協議会 人権擁護委員会  
常任幹事 川上 真吾

電話 0263-85-3268 FAX 0263-85-3269  
携帯 090-3598-1608

## 一、「全国一斉養育費相談会～子どもの笑顔のために～」開催概要

平成27年8月2日（日）10：00～16：00

全国19箇所で同時開催

（釧路、秋田、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、岐阜、三重、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡、鹿児島）

山梨、静岡、三重、京都、岡山では面談相談も同時開催。

電話回線数：37回線

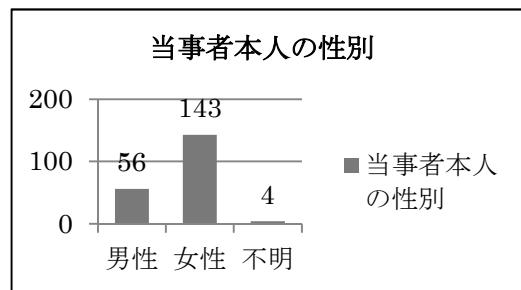
## 二、結果報告

### ・当日の相談件数 203件

※相談会翌日以降も当協議会が運営する「全青司ホットライン」に20件の相談有り

#### ・相談者（当事者本人）の性別

男性56名 女性143件 不明4件



#### ・会場別相談件数

釧路3件 秋田2件 千葉8件 埼玉10件 群馬7件 東京（本部）32件  
神奈川11件 山梨3件 静岡5件 長野22件 岐阜17件 三重9件  
京都7件 大阪21件 兵庫11件 岡山7件 広島16件 福岡6件  
鹿児島6件

#### ・相談者の居住地別 相談件数（32都道府県から相談あり）

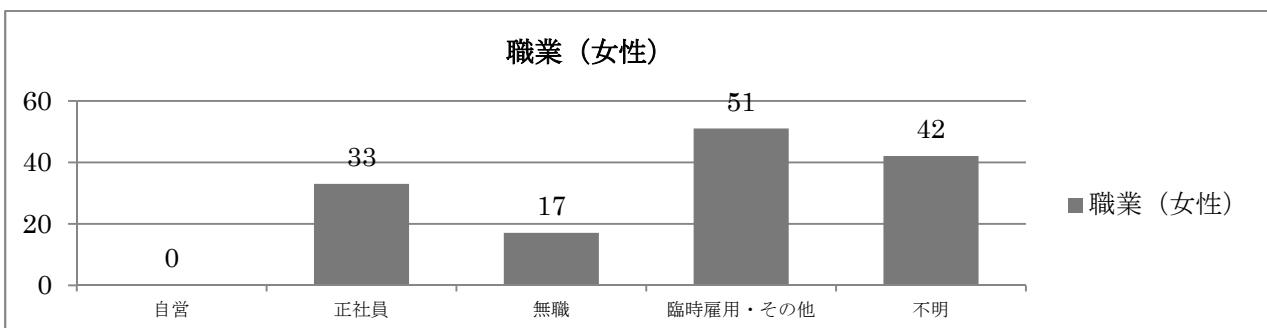
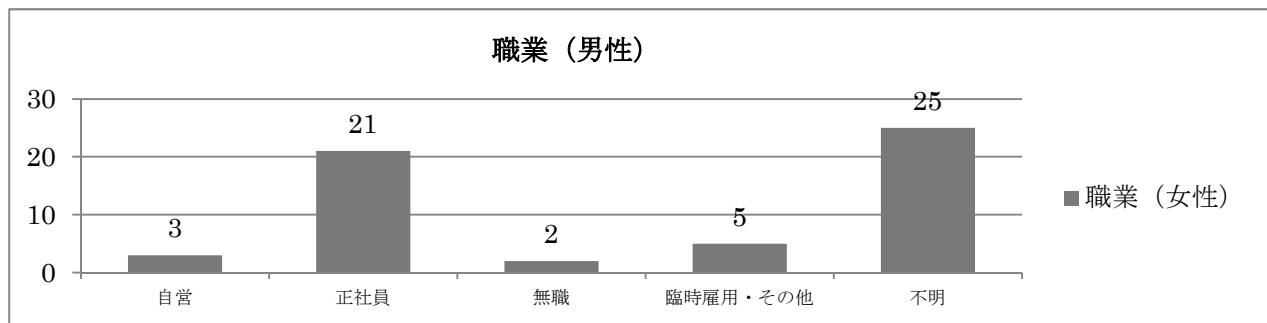
北海道2件 福島1件 茨城1件 栃木3件 群馬1件 埼玉16件  
千葉7件 東京15件 神奈川7件 新潟3件 富山1件 山梨1件  
長野14件 岐阜5件 静岡6件 愛知27件 三重8件 滋賀1件  
京都6件 大阪28件 兵庫12件 奈良4件 和歌山3件 岡山3件  
広島17件 山口1件 徳島1件 香川1件 福岡2件 熊本1件  
大分1件 鹿児島1件 不明3件

#### ・相談者（電話をかけてこられた方）の区分

当事者本人からの相談150件 当事者以外からの相談49件

不明4件

・相談者（当事者本人）の職業

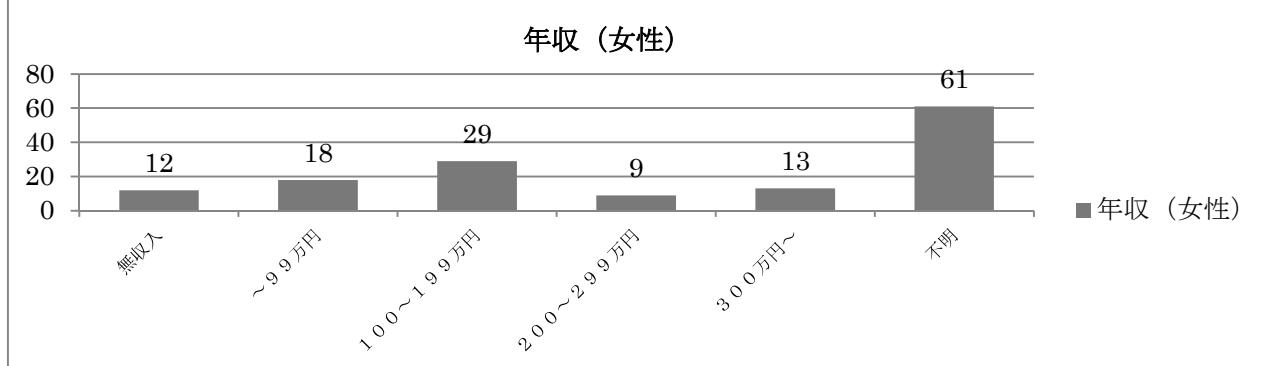
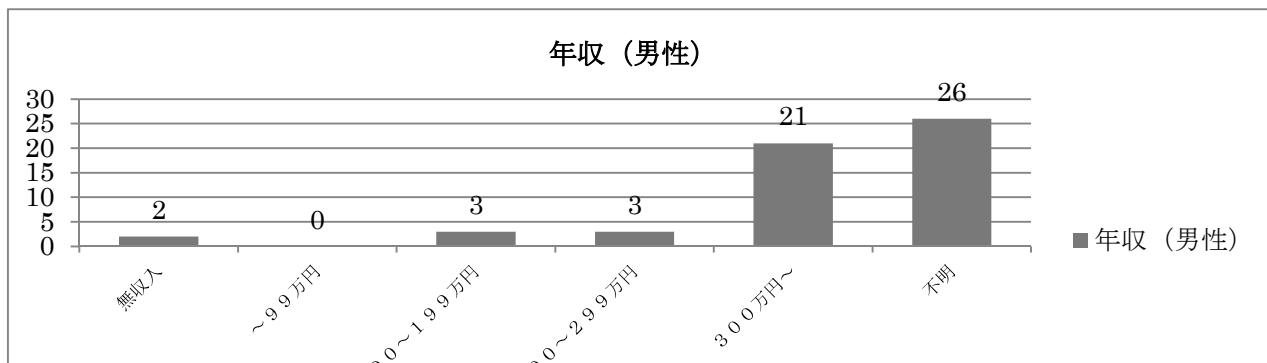


不明を除くと、男性は正社員が大半を占め、臨時雇用・その他、無職は少なかった。

女性は無職、臨時雇用・その他が半数近くを占めている。

母子家庭の母親の非正規労働化・低収入傾向が伺える。

・相談者（当事者本人）の年収

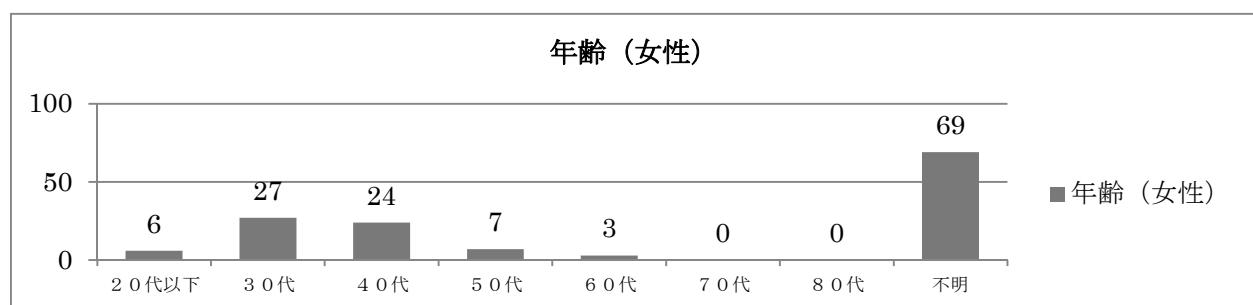
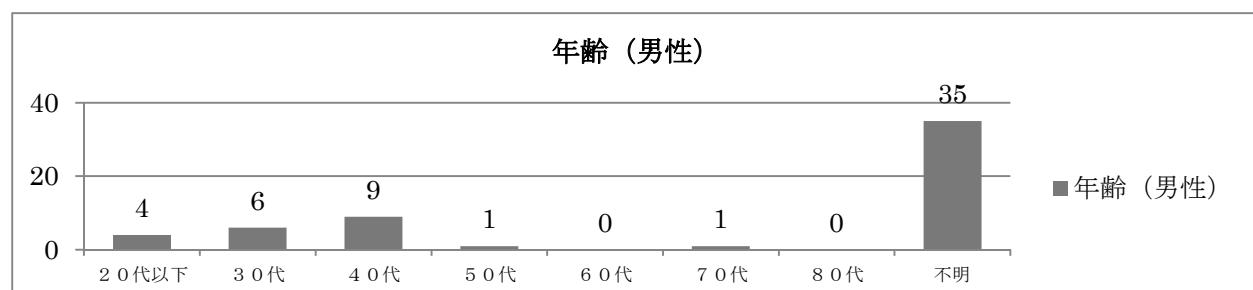


男性の収入は年収300万円～が最も多く、半数近い。不明を除くとほとんどの方が300万円以上の年収ということになる。

女性は、0～299万円までの収入が半数近くであり、199万円までの収入の方が4割を超える。母子家庭の平均世帯収入（291万円、平成23年全国母子家庭等調査）、平均年間就労収入（181万円、同）の数値が実証された格好となった。

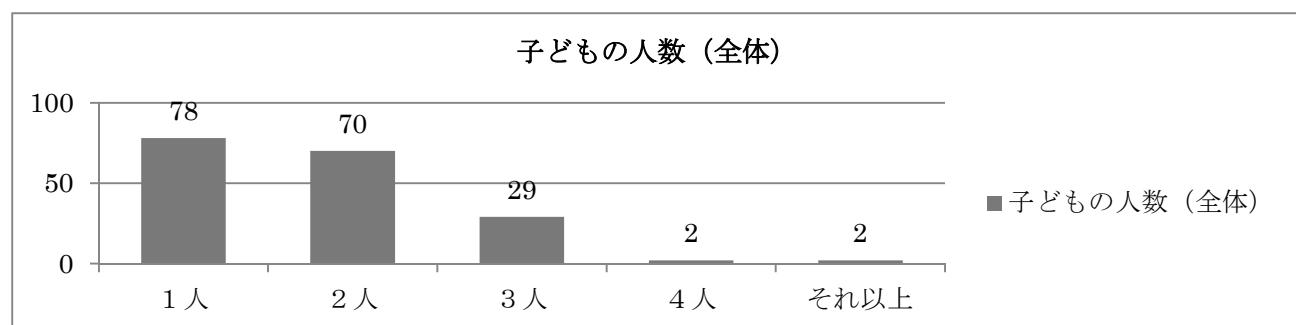
母子世帯の貧困が見て取れる。

#### ・相談者（当事者本人）の年齢

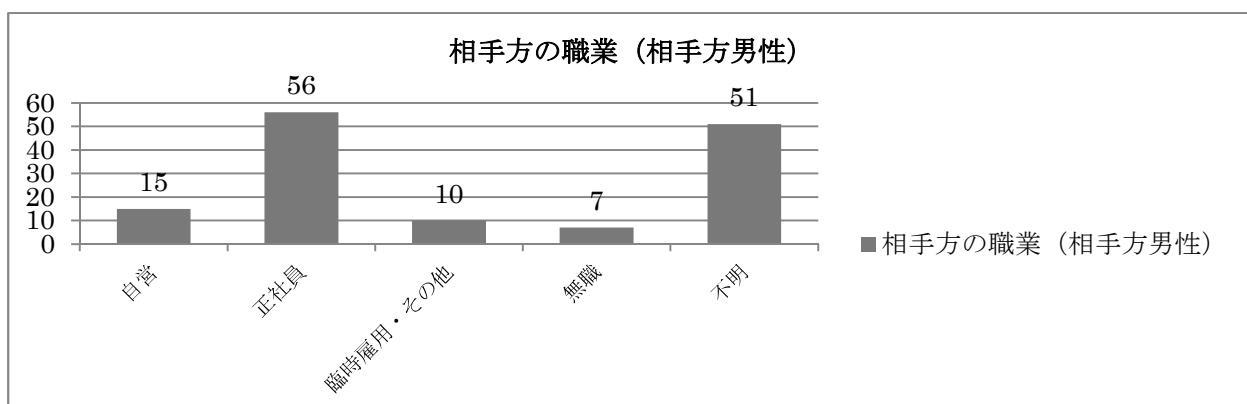
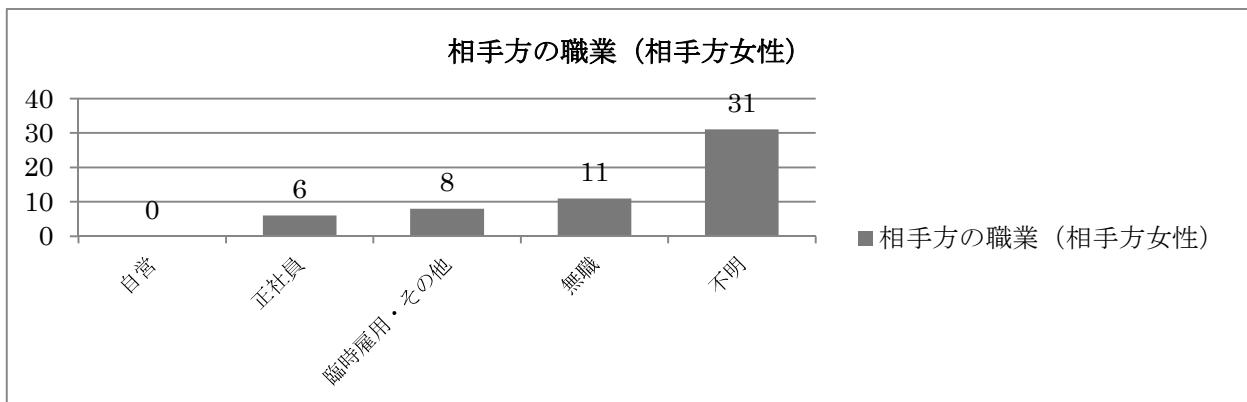


子育て世代である20代～40代の方から相談が多く寄せられた。

#### ・子どもの人数（全体）

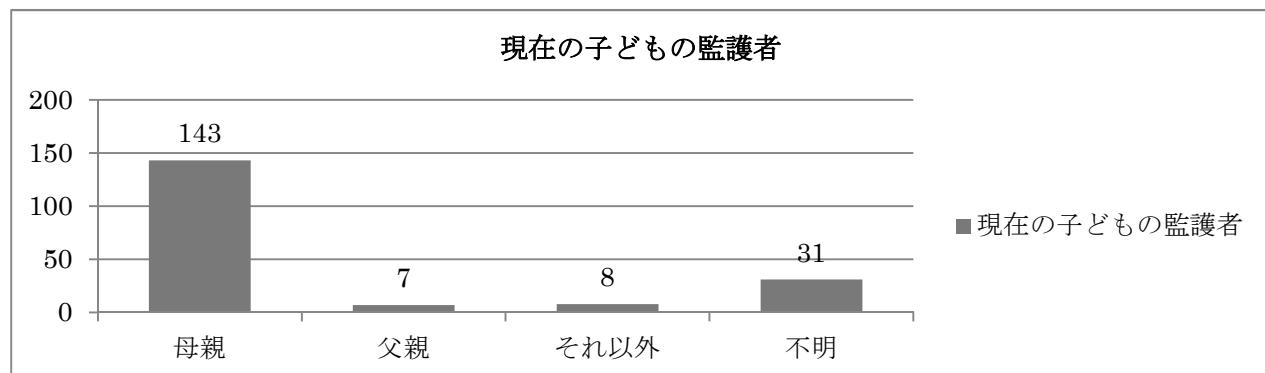


### ・相手方の職業



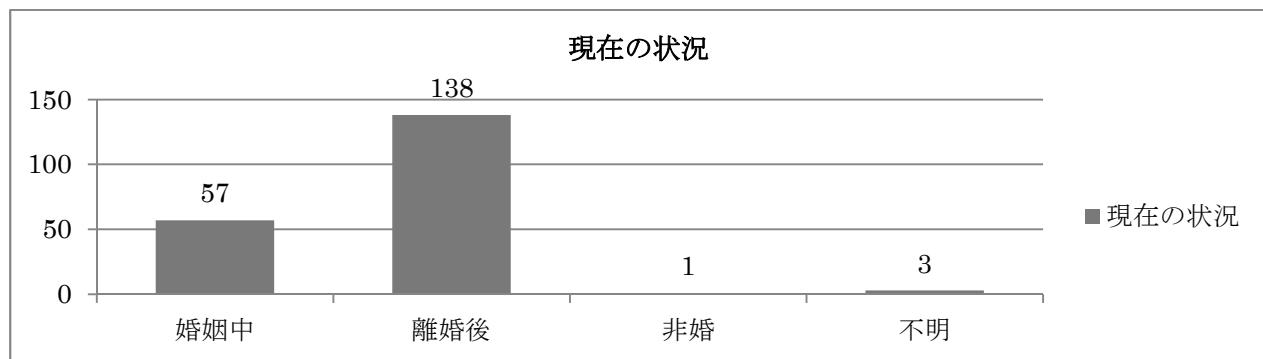
こちらも「相談者の職業」の結果と同様、相手方男性で正社員が多く、無職、臨時雇用・その他は少なく、相手方女性で無職、臨時雇用・その他が多い。母子世帯の母親の非正規労働傾向が伺える。

### ・現在の子どもの監護者



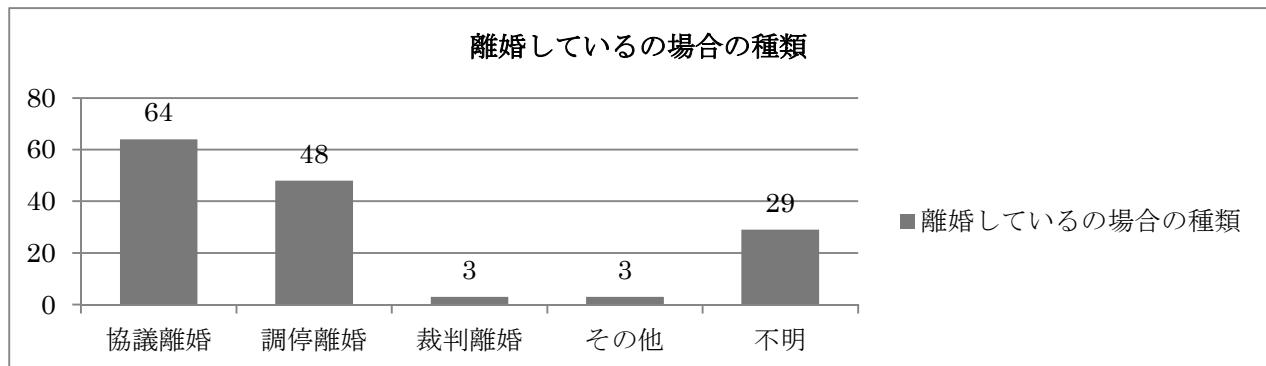
母親が監護者であるケースが圧倒的多数であった。

・現在の状況



予想していたより、婚姻中の方からの相談が多かった印象を受けた。

・離婚している場合の種類

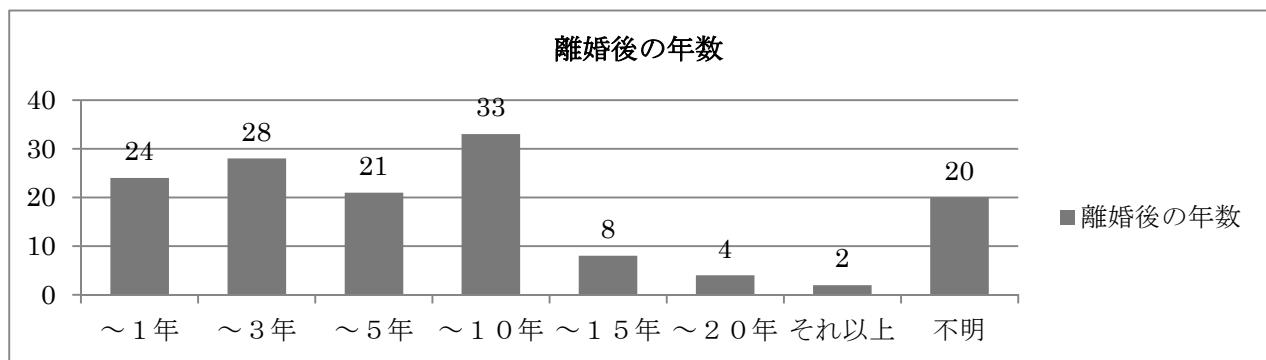


協議離婚が4割強と最も多い。協議離婚時に養育費の取り決めがなかつたり、口約束・私文書などの執行力を持たない取り決め方をしたりということによって、養育費の履行が困難となっている状況が想定できる。

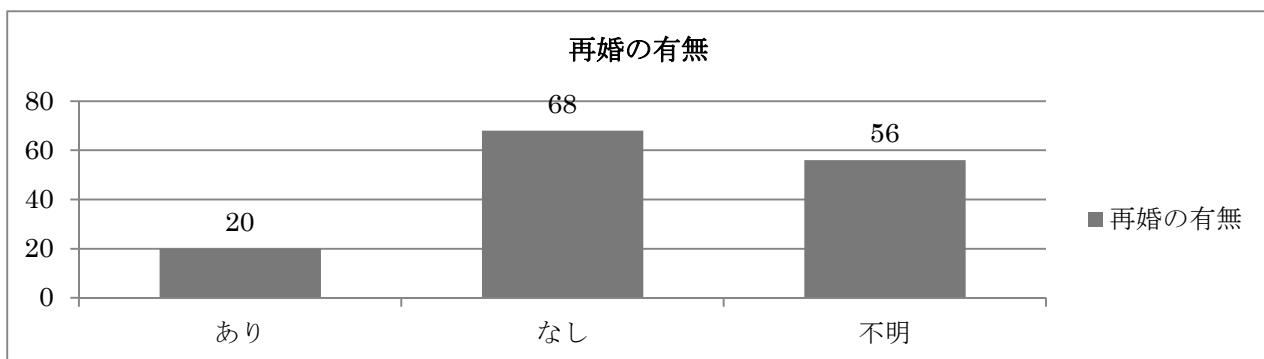
調停離婚が3割強と、今回は調停で離婚している方が多かった印象である。

(統計上、我が国は9割以上が協議離婚である。厚労省HPより)

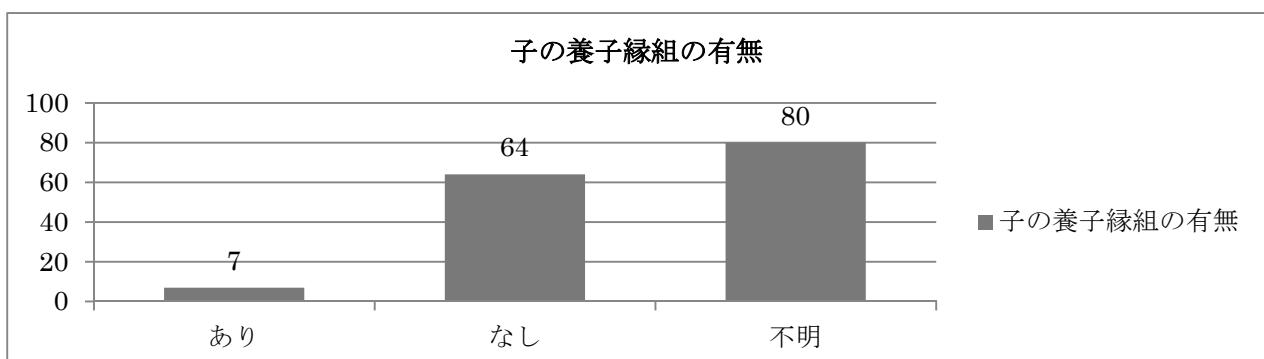
・離婚後の年数



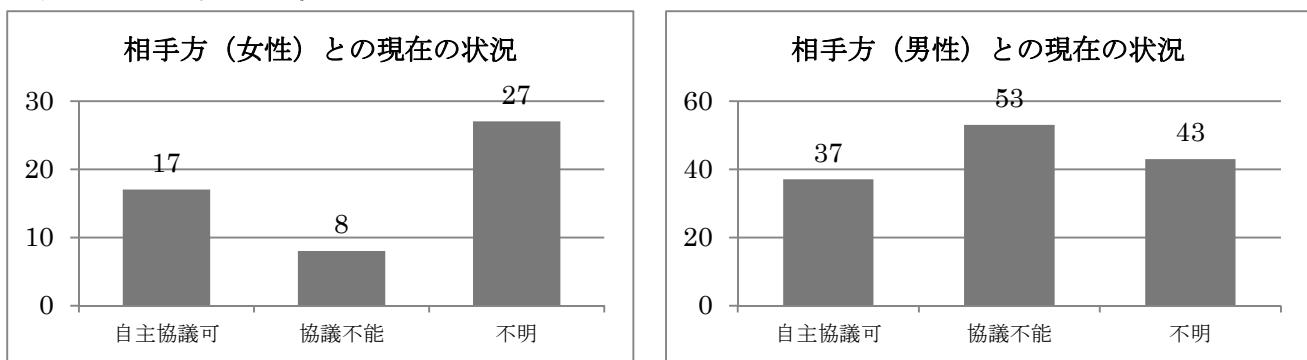
・再婚の有無



・子の養子縁組の有無

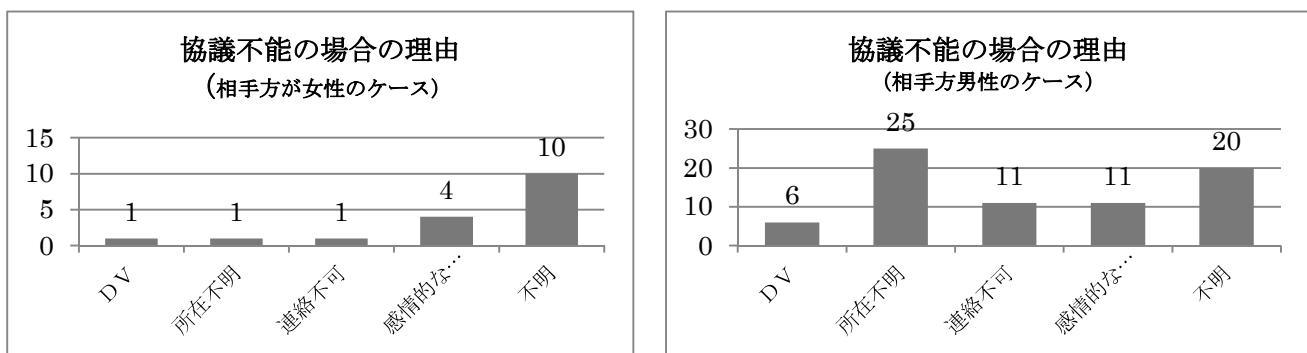


・相手方との現在の状況



相手方が男性のケースの「協議不能」が多い印象である。

・協議不能の場合の理由



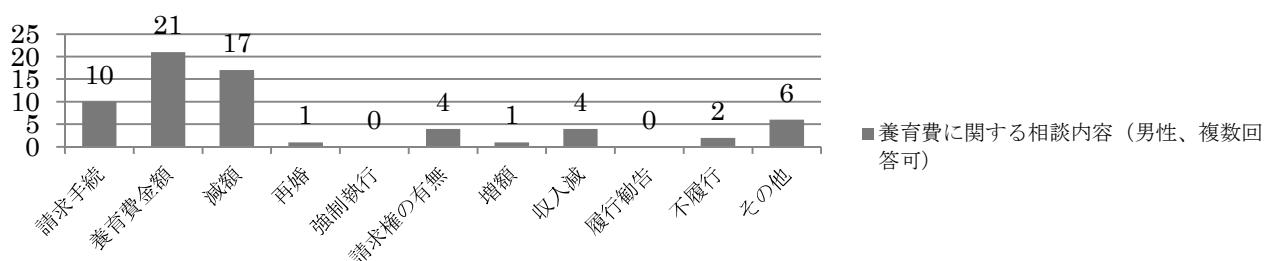
相手方が男性のケースで「所在不明」「連絡不可」等の音信不通状態を理由とする方が多数であった。子どもの監護者のほとんどが母親であることを考えると（5ページ参照）子どもと父親が音信不通状態となっており、面会交流が途絶えているということでもある。

また、離婚後に元夫と接触が全くくなっているケースが多い可能性もある。

203件の総相談件数中、7件もDVを理由とするケースがあったことにも注意すべきである。

#### ・養育費に関する相談内容

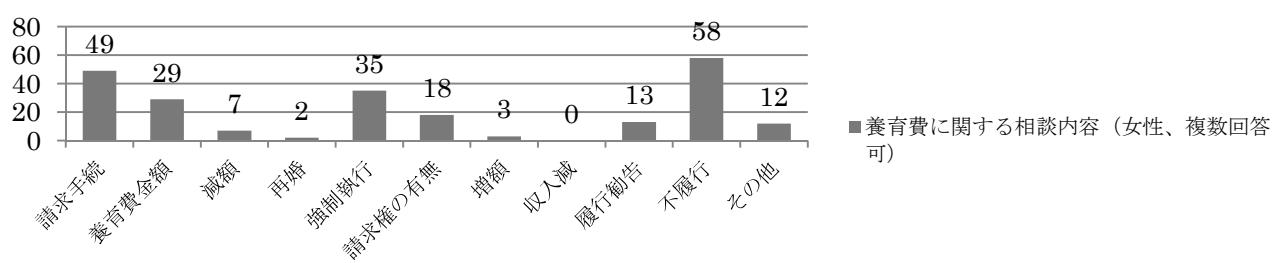
養育費に関する相談内容（男性、複数回答可）



男性の相談内容は「養育費金額」と「減額」で半数以上を占める。

金額に納得いかない、減額したい、減額調停を提起されているという相談内容が散見された。

養育費に関する相談内容（女性、複数回答可）

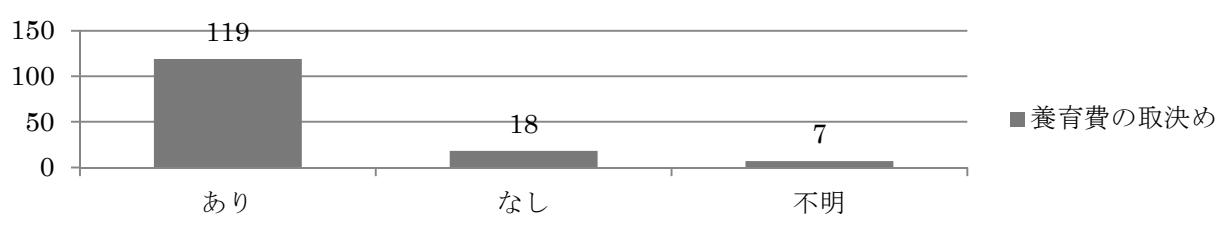


女性の相談内容は、「請求手続」と「不履行」「強制執行」が多数を占めた。

支払われていないため、請求・強制執行を考えているという方が多かったということである。

#### ・養育費の取決め

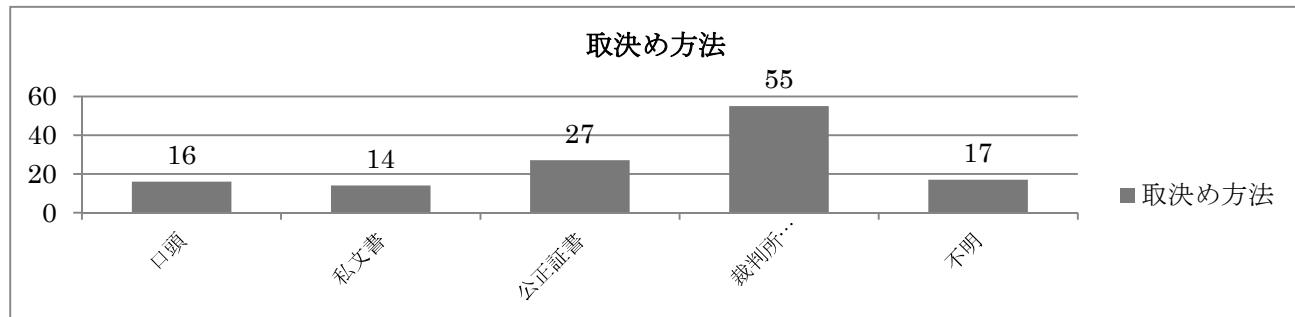
養育費の取決め



今回の相談会は養育費の取決めのある方が圧倒的多数であった。（平成26年度に実施された長野県青年司法書士協議会の養育費相談会における相談者も、7割が取決めありの方からであった）

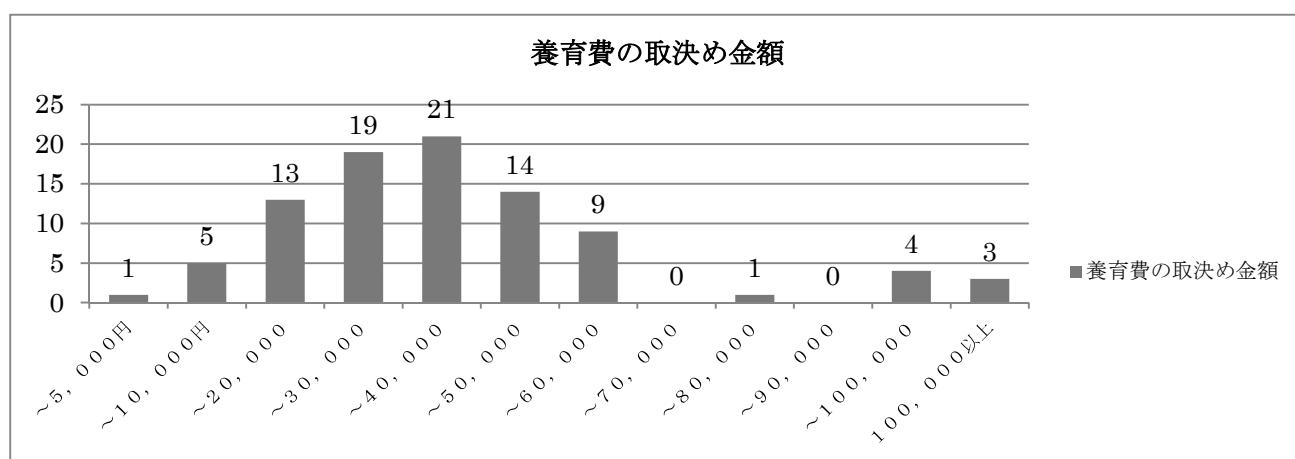
離婚母子家庭のうち、養育費の取り決めのある割合は約38%に過ぎないという平成23年全国母子世帯等調査の結果を踏まえると、残念ながら、今回の相談会は、圧倒的多数であるはずの養育費の取り決めのない方からの相談の受け皿にはなれなかった。より生活の困窮が想像できる、養育費の取り決めのない方をいかに相談に繋げるかが、今後の課題である。

#### ・取決め方法



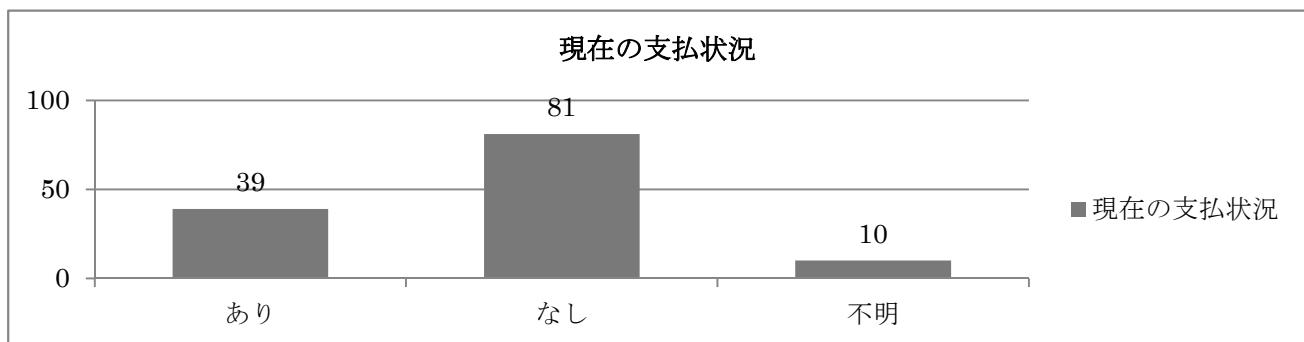
今回の相談会では、公正証書や調停で養育費を定めている方が多数であった。裁判所等の手続きで、既に一度は調停委員や公証人等から養育費の説明を受け、裁判所等の手続きに自ら関わった経験を有しており、今回の相談にもつながりやすかったのではないか。反面、そういった経験のない、口約束・私文書で取り決めた方は、養育費に関する知識経験が浅く、相談にはつながりにくかったのではないか。

#### ・養育費の取決め金額（子1人当たり）



2~5万円が多数となっている。

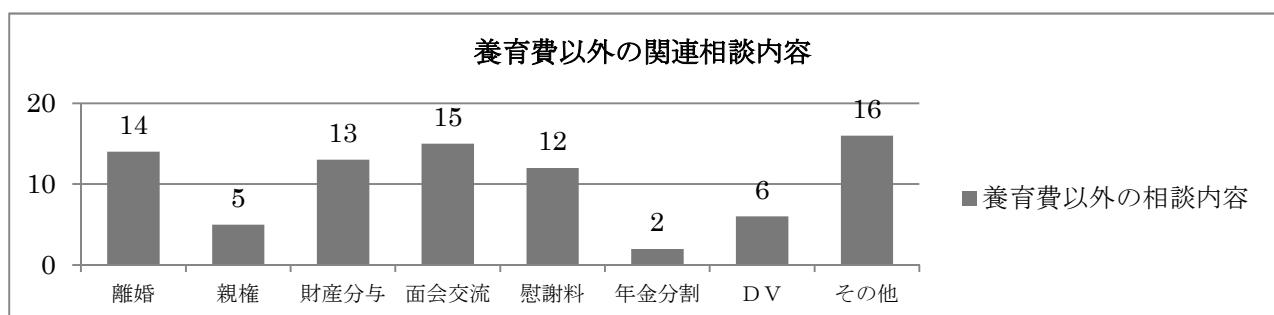
### ・現在の支払状況



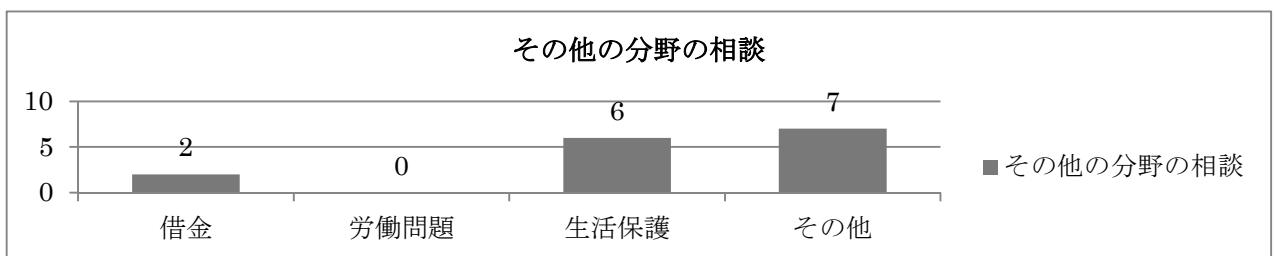
現在、支払いの無い方からの相談が多数であった。

取決め方法は裁判所と公正証書という執行力のあるものが多いにもかかわらず、支払われていないということが伺える。

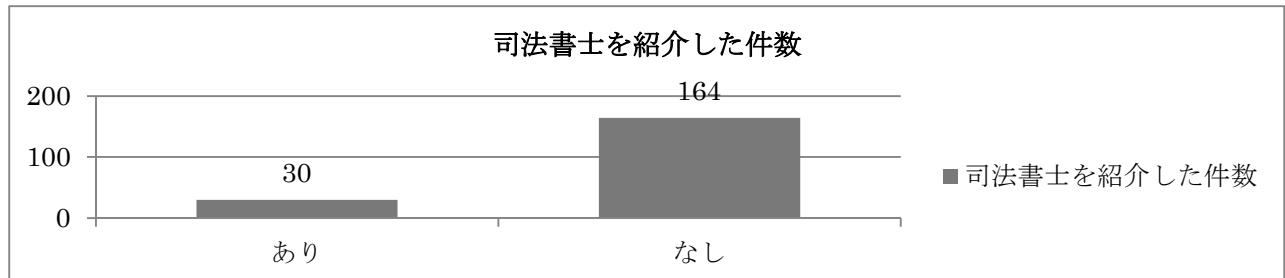
### ・養育費以外の関連相談内容



### ・その他の分野の相談



### ・司法書士紹介



### 三、相談事例（利用承諾を得たものの一部）

#### ・関東地方 40代 女性

職業：臨時雇用 本人年収 200万～299万  
子ども2人（19歳、15歳） 子の監護者は相談者。  
養育費の取り決め有、調停離婚で取決め、子1人あたり1万円。  
現在、養育費の支払いなし。

2回ほど支払いがあったのみで、あとは全く支払いがなく未払い分も含めて請求したいが、相手の所在が不明である。請求できるか。

#### ・関東地方 年齢不明 女性

職業：臨時雇用 本人年収 100万円～199万円  
相手の職業：正社員 年収 300万円以上  
子ども3人（12歳、9歳、6歳）  
離婚協議中。

養育費の相場を知りたい。

夫が「恋人が出来た場合には養育費を支払わない」「恋人が出来たことを隠していた場合には支払った養育費を全額返す」などと不条理な条件を出してきている。どうすればよいか。

#### ・関東地方 20代 男性

職業：正社員 本人年収 100万～199万  
子ども2人（2歳、3ヶ月） 相手方は無職。子の監護者は元妻。  
養育費の取り決め有、調停離婚で取決め、子1人あたり3万円。

給与が安定せず、家賃の負担もある上、勤務先からの手当が減ってきたため、養育費の支払いが苦しい。

#### ・関東地方 年齢不明 男性

本人の職業、年収不明、相手方の職業、年収不明  
子ども1人（11～12歳）  
養育費の取り決めあり、調停離婚で取り決め、現在支払いあり

現在、養育費を月5万円、相手方に支払っているが、最近、相手方が再婚し、再婚相

手と子どもが養子縁組をしたという情報を聞いた。養育費の減額請求をすることができるか。

・関東地方 30代 男性

本人年収 300万円以上

職業 正社員 相手方は無職、無収入 子ども1人（10歳）

養育費の取り決めあり、調停離婚で取り決め、現在支払いあり

離婚後5年間ずっと、毎月2万5000円養育費を支払ってきたが、相手方が月2回の面会交流に応じない。どうすればよいか。

・関東地方 20代 女性

本人年収不明

相手方 20代 職業 正社員 年収300万円以上

子ども1人（年齢不明）

養育費の取り決めあり、調停離婚で取り決め、現在支払なし

今年の4月に離婚調停が成立し、養育費が月3万円と取り決められ、4月末から支払われることになっていたが、一度も履行がないので、強制執行したい。

・関東地方 40代 女性

職業正社員 本人年収300万円以上

相手方 40代 職業 正社員 相手方年収300万円以上

9月のはじめに第1子を出産する予定で、まだ子どもが生まれる前だが、夫と離婚したい。協議離婚の方向で進めたいが、夫が協力的でない。養育費等の金額の相場を知りたい。

・関東地方 年齢不明 女性

職業：無職

本人収入0円

子ども1人

相手方の収入不明

養育費の取り決め有り 裁判手続の中で決め、現在支払無し。

強制執行の仕方を教えて欲しい。銀行口座等を自分で調べなければいけないのか。自分1人でできるのか。

・関東地方 40代 女性

職業：臨時雇用

本人収入200万円～299万円

子ども2人（19歳、17歳）

相手方の収入不明

養育費の取り決め有り 私文書で決め 現在支払無し  
養育費の取り決めをした私文書を紛失した。離婚後すぐに支払が止まり 4年たっている。  
相手方は再婚し所在不明。養育費を請求したい。

・関西地方 年齢不明 女性

職業：正社員 本人収入 200万円～299万円  
子ども 1人（15歳） 相手方の収入不明  
養育費の取り決め有り 私文書で決め 現在の支払無し  
離婚して8年。調停離婚だが養育費は私文書で決定。現在は支払われていない。相手方とは連絡が取れるが住所は不明。相手方の実家は資産家だが非協力。

・関東地方 年齢不明 女性

職業：正社員 本人収入 400万円  
子ども 2人 相手方の収入 500万円  
養育費の取り決め有り 公正証書 現在の支払

離婚後1年半は1人につき4万円の養育費が支払われていたが、その後支払われなくなる。住所もわかるので連絡するも借金があるから払えないと言われている。強制執行をしたいが、相手方の新たな働き先がわからない。

・中国地方 40代 女性

職業：正社員 本人収入 100万円～199万円  
子ども 3人 相手方の収入 400万円

相手方に浮気やDVがあったが子どもが小さかったので我慢してきた。すでに夫婦関係は破綻しており週2日間ほど同居しているだけ。生活費は月18万円もらっているが、そのうち10万円は住宅ローンの支払いに充てるため生活が苦しい。相談者も働いているので何とか生活しているが親の介護も始まり厳しくなってきた。住宅ローンは残り20年で相談者が連帯保証。相談者としては離婚をしたいと考えているが仕事と介護が忙しく昼間相談できない。離婚後の生活が不安。

・関西地方 年齢不明 女性

職業 不明 本人年収 不明  
子ども 1人（20歳） 相手方の年収 不明  
養育費の取り決め有、調停離婚で取決め 現在（17年間）支払なし

18年前、娘が2歳の時に離婚した。調停離婚で養育費を定めた。1年間は支払があったが、その後17年間支払われていない。家裁から履行勧告をしてもらったが、資力

が乏しく支払われなかつた。このまま回収できずに終わつてしまふのか。また、相手方に債務があつた場合、養育費の請求をすることで、逆に債務を負わされることはないのか。

・関西地方 40代 女性

職業 無職 本人年収 なし

子ども 2人 (14歳、10歳)

相手方の年収 不明

10歳の子どもが認知されていないが、相手方の所在不明のため、協議できない。

相談者は、女性の母親。娘は3回も逮捕された夫と離婚している。子どもは、中学2年生の娘と小学5年生の息子がいるが、息子について認知されていない。息子の将来のために、せめて認知ぐらいしてもらつてあげたい。

・関西地方 年齢不明 女性

職業 不明 本人年収 不明

子ども 1人 (18歳)

相手方の年収 不明

養育費をもらつていない。

相談者は、女性の母親。娘が離婚して18年。養育費は口頭で取り決めをしたが、全く支払つてもらつていない。子どもの大学の費用くらい支払つてほしい。

・関西地方 年齢不明 女性

職業 不明 本人年収 不明

子ども 2人 (15歳、13歳)

相手方の年収 不明

養育費の取り決め有、調停調書で取決め、現在支払いなし

10年前に調停で離婚したが、支払が数回でなくなつた。強制執行しようにも居所が分からず、相手は自営業のため給与差押ができない。車も不動産も名義が分からぬ。

元夫の母親が間に入つており、理不尽なことを言われるので、精神的につらくて連絡もしづらい。

子どもの高校の学費も相談者が支払つた。大学の学費を出してほしい。

・中国地方 30代 男性

職業：正社員 本人年収 300万以上

子ども 1人 (年齢不明) 相手方の年収 不明

## 養育費の取り決め有、口頭で取決め 現在支払い有

昨年3月に離婚し、養育費を5万円と口頭で取り決めた。面会は年2回程。元妻が再婚したら、養育費の支払い義務はなくなるのか。また、面会できなくなるのか。

### ・東海地方 30代 女性

職業：臨時雇用（パート） 本人年収～99万円

子ども2人（8歳、3歳）

相手方の職業・年収不明

養育費の取決め有、公正証書。現在も支払あり。

自分が再婚し、再婚相手と子が養子縁組をしている。

元夫が、再婚・縁組後に支払った養育費の返還請求をちらつかせて来ている。

### ・東海地方 30代 女性

職業：正社員 年収100～199万

子ども1人（6歳）

相手方：30代 正社員 年収不明 調停で離婚。

月3万円で養育費の取り決めがあるが、相手が再婚して子どもが生まれたので払えないと言ってきた。履行勧告しても変わらなかったので、強制執行したい。

全青司2015年度会発第71号  
2016（平成28）年1月14日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿  
厚生労働大臣 塩崎恭久 殿  
衆議院議長 大島理森 殿  
参議院議長 山崎正昭 殿  
政党各位

## 児童扶養手当の所得算定基準に関する意見書

全国青年司法書士協議会  
会長 石橋修  
東京都新宿区四谷二丁目8番地  
TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527  
e-mail KYW04456@nifty.com  
URL <http://zenseishi.com/>

私たち全国青年司法書士協議会は、全国の青年司法書士約3000名で構成する「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。

当協議会は、かねてより子どもの人権問題への取り組みを行っているところであるが、昨年8月2日、さらなる取り組みとして養育費に関する全国一斉の電話相談会を開催した。そこには、生活困窮に苦しむひとり親家庭から多数の声が寄せられたので、以下のとおり意見を述べる。

### 意見書の趣旨

児童扶養手当の支給要件である所得の算定に際して、受け取った養育費の8割を算入する規定を廃止すべきである。

現在、児童扶養手当においては所得要件が定められており、その算定に際し、手当受給権者が支払いを受けた養育費の8割を収入認定するとされている（児童扶養手当法第9条第2項、児童扶養手当施行令第2条の4第3項）。養育費を受給すれば児童扶養手当が減額される関係にあるが、子どもの貧困対策の観点から同条項を即刻廃止し、養育費を受け取った場合にも児童扶養手当が減らされることがないよう現行制度を改善すべきである。

## 意見の理由

### 1. 子どもの貧困の現状

厚生労働省の平成26年「国民生活基礎調査」によれば、最新の日本の子どもの相対的貧困率は16.3%であり、過去最悪の数値を更新した。約6人の1人の子どもが貧困の中で育っているということになる。

また、子どもがいる現役世帯の貧困率も15.1%と過去最悪であり、このうち大人がひとりの現役世帯の貧困率は54.6%と驚くべき数値である（同調査）。子どもがいる現役世帯のうち、大人がひとりの世帯は、2世帯に1世帯が貧困に陥っているということになる。

なお、「子どもがいる現役世帯のうち大人がひとりの世帯」とはいわゆるひとり親世帯を指すが、厚生労働省の平成23年度「全国母子世帯等調査」（以下、「母子世帯等調査」という。）によれば、子どものいる世帯の12%がひとり親世帯であり、子どものいる世帯の約8世帯に1世帯がひとり親世帯となる。もはやひとり親世帯は決してめずらしい世帯ではない。

さらに、母子世帯の母の就労形態を見ると、非正規労働が全体の52.1%を占めしており、わが国の離婚母子家庭における年間就労収入の平均は176万円に過ぎない（母子世帯等調査）。

子どもの貧困・ひとり親家庭の貧困に対する対策は待ったなしの状況にある。

### 2. 養育費の現状

わが国において、養育費の取り決めをしている離婚母子家庭は約38%であり、現在も養育費の支払いを受けられている家庭は約20%に過ぎない（母子世帯等調査）。離婚母子家庭のうち、わずか2割しか養育費の支払いを受けていないのである。

なお、離婚父子家庭では養育費の取り決めがある家庭は約18%であり、現在も現在も支払いを受けられている家庭は約4%に過ぎない。

このように子の育ちのための経済的支えである養育費を受け取ることができないという状況は大きな社会問題といえる。

### 3. 現場での声と制度の不備

当協議会では、子どもの貧困・ひとり親家庭の貧困に対し、収入面から支援するために養育費の受給・取決めの推進が重要であるとの認識に至り、昨年8月2日に全国一斉の養育費相談会の開催に踏み切った。結果として、1日で203件もの相談が寄せられた。

本相談会を含め、われわれの相談の現場には「養育費をもらうと児童扶養手当が減額されるので、養育費はもらわない」という相談者の声が多く寄せられている。

現状の児童扶養手当制度においては、支払いを受けた養育費の8割が所得として算定されてしまうため、養育費の支払いを受ければ児童扶養手当が減額されるという関

係にある。当事者である相談者も、現状の養育費制度、児童扶養手当制度では、双方の受け取りができない制度になっていることを熟知している。

この算定方法は平成14年の児童扶養手当法改正と同施行令の改正によって定められたものであるが、これ以前には養育費は所得として算入されておらず、児童扶養手当と養育費双方の受け取りが認められていた。いわば、この年に政府自らが子どもの貧困に拍車をかける制度を構築したことになり、このような貧困拡大政策は是正されるべきである。

また、わが国の子どもの貧困の現状を考えると、児童扶養手当は生活保護とは異なり、収入に代替する公的給付ではなく、収入を補う社会手当と位置づけられるべきであり、子どもの貧困改善のために、児童扶養手当と養育費の双方を受け取ることができるようにする必要があるのである。

#### 4. 親子の関係性からの観点

わが国の「離婚後の面会交流の実施状況」についてみると、「面会交流を行ったことがない母子家庭」の割合は50.8%であり、「面会交流を行ったことがない父子家庭」は41.0%に上る（母子世帯等調査）。つまり、わが国では離婚後において非監護親と子どもの関係は非常に希薄になっており、交流が全くないというケースも多数に上ることが窺える。

このような状況を改善するため、面会交流を促進するとともに、親子の関係において面会交流と「両輪の関係」ともいえる養育費について、その受給を促進することが親子の関係改善のために重要な意味を持つ。

わずか月々5,000円の養育費の支払いであったとしても、離れて暮らす親と子の絆が復活し、交流が生まれる。また、5,000円の養育費であっても、多くの食料を購入できるし、衣服も購入できる。修学旅行の積み立てを再開でき、修学旅行に行けるようにもなる。テキストや学習用品が購入できるようになり、子どもが意欲的に学習するきっかけになるかもしれない。その養育費が「貧困の世代間連鎖を食い止める」きっかけとなり、子どもにとって意義深いものになる可能性があるのである。

#### 5. 結語

現在、子どもの貧困対策は待ったなしの状況にあり、平成25年には子どもの貧困対策法が成立し、一昨年には同法に基づく大綱も閣議決定され、社会全体で子どもの貧困対策に取り組む気運が盛り上がってきている。

養育費の受給・取り決めの推進が貧困改善の一つの手段となるよう、また、子どもの健全な育成のため、親子の関係性を維持・復活させるためにも、養育費の確実な受け取りを促進すべく、今こそ、平成14年の制度改悪ともいべき児童扶養手当の受給額算出時の所得認定に際して養育費を算入する規定を撤廃し、養育費を受け取った場合にも児童扶養手当が減らされることがないよう現行制度を改善すべきである。

以上